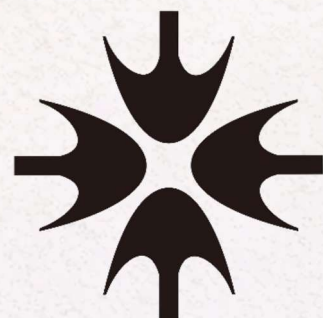


新冠町 過疎地域持續的發展 市町村計畫

—令和8年度～令和12年度—



北海道新冠郡新冠町



目次

1 基本的な事項	3
(1) 新冠町の概況.....	3
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	5
(3) 新冠町の行財政の状況新冠町の行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	12
(7) 計画期間.....	12
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点.....	14
(2) その対策	14
(3) 計 画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	16
3 産業の振興	17
(1) 現況と問題点.....	17
(2) その対策	21
(3) 計 画	24
(4) 産業振興促進事項.....	27
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	27
4 地域における情報化	29
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策	29
(3) 計 画	29
5 交通施設の整備、交通手段の確保	30
(1) 現況と問題点.....	30
(2) その対策	30
(3) 計 画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	33
6 生活環境の整備	34
(1) 現況と問題点.....	34
(2) その対策	36
(3) 計 画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	39

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
	(1) 現況と問題点.....	41
	(2) その対策.....	42
	(3) 計 画.....	44
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	47
8	医療の確保	48
	(1) 現況と問題点.....	48
	(2) その対策.....	48
	(3) 計 画.....	48
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	49
9	教育の振興	50
	(1) 現況と問題点.....	50
	(2) その対策.....	53
	(3) 計 画.....	54
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	57
10	集落の整備	58
	(1) 現況と問題点.....	58
	(2) その対策.....	58
	(3) 計 画.....	59
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	59
11	地域文化の振興等	61
	(1) 現況と問題点.....	61
	(2) その対策.....	62
	(3) 計 画.....	62
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	65
12	再生エネルギーの利用の促進	66
	(1) 現況と問題点.....	66
	(2) その対策.....	66
	事業計画（令和8年度～令和12年度）	67
	過疎地域持続的発展特別事業分.....	67

1 基本的な事項

(1) 新冠町の概況

ア 新冠町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

新冠町は、北海道の南部、日高管内のほぼ中央に位置し、東側は新ひだか町と丘陵性台地によって接し、西側は厚別川を境界に日高町と接している。北側は日本最大の国立公園である「日高山脈襟裳十勝国立公園」の主峰、幌尻岳（2,052m）を擁する日高山脈を境界として十勝総合振興局管内に連なり、南側は太平洋に面し、全体として北東から南西にのびる帯状の行政区域となっており、面積は585.81 km²でその約71%を山林が占めている。

また、気候は海洋性気候に属し、年間平均気温は9.9℃で夏は涼しく、冬は温暖で、特出すべきは最深積雪量が18cmと非常に少なく、年間を通して過ごしやすい気象環境となっている。（令和6年 気象庁・札幌管区気象台HPより）

本町の歴史は、慶長5年（1600年）といわれ、当時は松前藩の所領となっていたが、文化9年（1812年）、新冠場所直轄制度が廃止され、請負人が設置されるに及んで行政諸般の事務も所管するようになり開拓が早められた。

その後、近代的な社会様式は明治14年高江村外の10カ村戸長役場が置かれた頃から始まるが、明治5年に本町の大部分が御料牧場に決定したことから、昭和20年までの75年間にわたり宮内省の所管に属していたため開発は遅れていた。

終戦後、これらの土地が全面解放されたことで、満州、樺太からの緊急入植者800余戸が入植したことで急速に開発が進み、昭和36年9月1日町制を施行した。

本町の交通の主要幹線は、太平洋沿岸を東西に縦断する国道235号線(13.9km)と内陸部を縦横に結ぶ道道4路線(75.3km)を中心に形成され、高規格幹線道路「日高自動車道」の着実な延伸工事が進められ、令和7年度に「新冠IC」が開通した。これによって、札幌経済圏への移動時間は大きく短縮され、利便性が各段に向上する反面、消費等が流出する条件にもある。

また、公共交通は、令和3年度にJR日高線が廃線となって以降、国道を運行する幹線系統は道南バス株式会社が運行しており、苫小牧～静内間は11便/日、富川～静内間路線が2便/日、平取～静内間は2便/日となっている。この他に、札幌浦河間を結ぶ「ペガサス号」が6往復/日、苫小牧～静内間も運行する「とまも号」が1往復/日運行されている。本路線は日高地域広域公共バスとして日高管内においても路線維持に向けた支援も行われているが、自家用車での移動が主流となっている背景や、コロナ禍後も利用者は回復しきれておらず、さらに「2024年問題」も相まって、交通事業者の経営、運転手の確保も非常に厳しい状況となっている。

その他、町内全域を対象として、本町が独自に運行していた「新冠町コミュニティバス『メロディー号』」と、西新冠地区において厚賀駅前を発着とした「予約運行方式（デマンド方式）」を一本化し、令和7年度にAIオンデマンドシステムの実証運行の実施を経て、令和8年度より定時定路線とのハイブリット方式での本格運行（町内6便/日、新ひだか町医療買物支援便2便/日）をスタートする。

基幹産業は農業であり、水稻、酪農、軽種馬生産にそ菜、肉用牛を加えた5作目を推進してきたが、近年の農業を取り巻く環境の変化や農家の後継者不足及び経営者の高齢化により不安定な状況に置かれていることから、安定した生産基盤の確立が求められている。

イ 新冠町における過疎の状況

本町に過疎化の現象が現れたのは昭和 36 年からで、10 年ごとの人口減少率の経過を追うと、昭和 36 年から昭和 45 年は 15.3%、昭和 46 年から昭和 55 年で 19.3%、昭和 56 年から平成 2 年 9.0%、平成 3 年から平成 12 年 10.7%、平成 13 年から平成 22 年で 6.9%、直近、平成 23 年から令和 2 年では 8.1%が減少し、昭和 35 年の 11,166 人をピークに 60 年間で現在の人口を超える 5,857 人が減少している。

これまでの過疎地域対策として、交通や物流を支える町道や農道をはじめ、生活環境の向上を図るための上下水道や各種公共施設などのインフラ整備、農業の振興を図るための生産基盤の整備に加え、「レ・コードと音楽によるまちづくり」の拠点施設となるレ・コード館の建設、更に民間企業と連携した定住・移住宅地の開発など、個性あるまちづくりと人口確保対策を推進してきた。

しかしながら、依然として若年層を中心とした人口流出と人口減少が続いている中で、地域の産業を育て、若者に魅力のある雇用の場を確保、さらには見出しながら、快適な生活環境を整えるなど、定住・移住に向けた条件の整備は促進する必要がある。

さらには、少子高齢化が顕著になっている町の情勢から、安心して子どもを産み育てられる環境と、高齢者が生きがいを持ちながら生活できる環境づくり、さらには、今後増加することが想定される空家対策も併せながら、地域の特性を生かし、都市との交流促進による関係人口の拡大を盛り込んだ地域の活性化施策を推進する必要がある。

ウ 新冠町社会経済的発展の方向

本町は、豊かな大自然を背景に古くから軽種馬産地として栄え、これまで数々の名馬を産み出した日本有数のサラブレッドの里として、今日の地位を築き上げてきた。

さらに、20 世紀における音楽の歴史の象徴であるアナログレコードのコレクションから始まった「レ・コードと音楽によるまちづくり」という新たなキーワードとともに、今まで培われてきた風土と歴史を活かしながら、一歩進んだ視点による新しい文化の創造とまちづくりを目指してきた。

本町が、開拓に意欲を燃やした先人たちの雄大なふるさとづくりの構想を受け継ぎ、持続的に発展していくためには、町の持っている特性や資源を生かし、創意工夫と住民参加の長期的な地域づくりが必要である。

また、住民生活における質的向上への意識の高まりをはじめ、高度情報化社会の到来と国際的・経済的状況の変動をふまえ、これらの諸情勢の変化に対して柔軟に対応しながら、本町の置かれた立地的環境下で生かし、さらに産業経済や日常生活を魅力的なものとしていかなければならない。

このため、基幹産業である第一次産業については、国内はもとより国際競争に耐え得る集約化等の生産体制の整備と市場・消費動向の情報システム化を図りながら、安定した生産基地としての位置づけを一層促進する必要がある。さらに、豊富に存在する農林水産資源の付加価値を高めながら、新しい技術の導入や、資源の高度利用と関連産業の活性化を進めるとともに、雇用の場の拡大及び所得の増大を図り、若者が定住するバランスのとれた地域づくりも推進しなければならない。

自然景観に恵まれた本町にあって、昨今の余暇時間の増大と体験・滞在型観光への志向転換によって、美しい自然を活かした農林漁業・地場産業と結びついた個性的な観光開発を推進し、観光産業の育成と地域の活性化を図る必要がある。関連して、安全で快適な居住環境を確保するために、生活関連施設の整備や交通ネットワークの維持とともに、恵まれた自然を守り育てることが大切であり、人間と自然とが共生できる環境を整備しながら、人と人とのふれあい・思いやりなどの連帯

意識を高め、自立心の旺盛な健康で明るく、安心して暮らせる地域社会をつくる必要がある。

こうした地域社会において、町民一人ひとりが個性的で、地域に誇りを持ち、オンリーワンの人材となるために、幼児から高齢者まで生涯にわたる多様な学習活動の振興にも努め、文化のかおり高い地域づくりを進めなければならない。

本町は、これまでの歴史をふまえ、「レ・コードと音楽によるまちづくり」により、「やさしさ、いやし、ゆとり、やすらぎ」が感じられる『人の心』に特化した環境や機能をまちづくり全体に浸透させ、着実に創りあげていくこととしている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移については、昭和35年の11,166人をピークに漸減が進み、昭和50年までは5ヶ年で1,000人を上回るペースで減少していたが、徐々にその幅は鈍化しているものの、令和2年の国勢調査では5,309人となった。令和2年度を初年度とする第6次新冠町総合計画においては、平成27年（国勢調査）を基準年に目標年の令和11年度における人口を4,671人（△16.5%）と想定している。

また、年齢階級別推移を、平成27年と令和2年（国勢調査）で比較すると、0～14歳は77人減（△10.5%）の656人、15～64歳は249人減（△7.9%）の2,894人、65歳以上は増加に転じ39人増（2.3%）の1,747人と推移している。

今後も少子高齢化が進行する見込みから、令和2年（国勢調査）を基準年として目標年の令和11年度を比較した想定値は、0～14歳は119人減（△18.1%）の537人、15～64歳は456人減（△15.8%）の2,438人、65歳以上は51人減（△2.9%）の1,696人となっている。

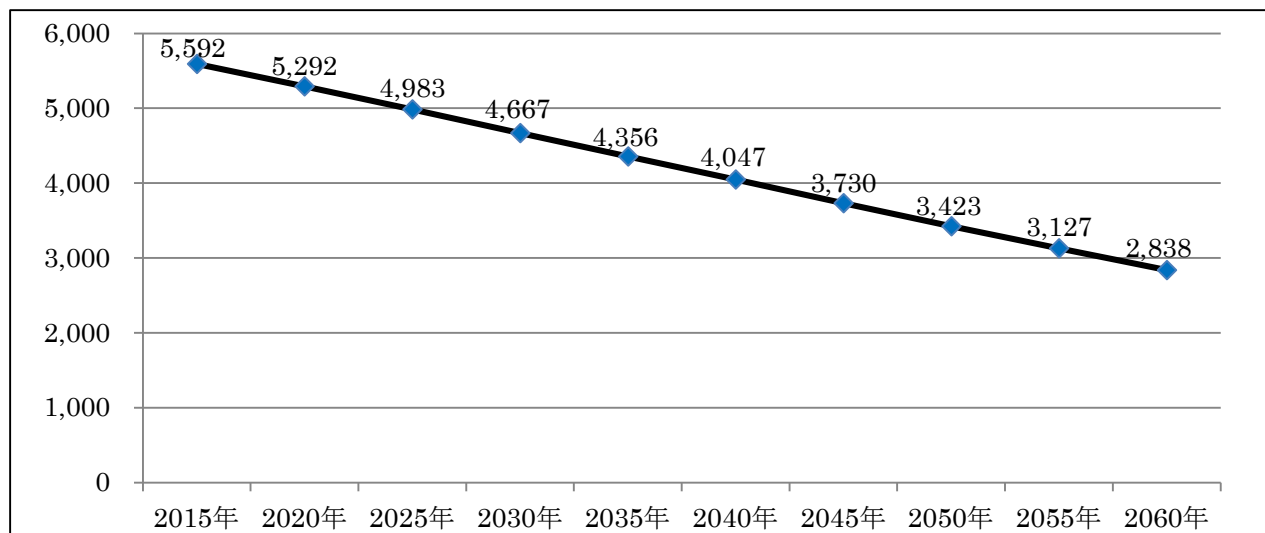
表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、%）

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	7,634	△ 7.1	6,947	△ 9.0	6,034	△ 13.1	5,592	△ 7.3	5,309	△ 5.1
0歳～14歳	1,734	△ 18.6	1,401	△ 19.2	840	△ 40.0	733	△ 12.7	656	△ 10.5
15歳～64歳	5,251	△ 5.1	4,572	△ 12.9	3,688	△ 19.3	3,143	△ 14.8	2,894	△ 7.9
うち15歳～29歳(a)	1,623	△ 10.1	1,222	△ 24.7	956	△ 21.8	567	△ 40.7	522	△ 7.9
65歳以上(b)	649	17.4	974	50.1	1,506	54.6	1,708	13.4	1,747	2.3
若年者比率 (a)／総数	21.3	—	17.6	—	15.8	—	10.1	—	9.8	—
高齢者比率 (b)／総数	8.5	—	14.0	—	25.0	—	30.5	—	32.9	—

表1-1 (2) 人口の見通し

(単位：人)



イ 産業の推移と動向

産業別就業人口の動向は、平成27年と令和2年（国勢調査）を比較すると、第1次産業は5人減(△0.4%)の1,065人、第2次産業は38人増(8.9%)の465人、第3次産業は6人増(0.4%)の1,432人と推移している。

(3) 新冠町の行財政の状況新冠町の行財政の状況

ア 行政の状況

本町は、令和4年度から令和14年度までの10年間における町財政の見通しを明らかにするため財政推計を公表し、効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図るため、「新冠町財政計画」を策定した。財政計画には、財政健全化に向けた取組と、収支改善のための具体的方針10項目を記載し、行財政改革の推進に取り組んでいる。

また、地方分権の推進に伴い、新たな行政課題や多様な住民ニーズへの確かな対応が求められており、それらに迅速に対応できる効率的な組織体制とするため、各課を横断する協議・推進体制の整備、職員数の適正管理計画による職員数の抑制にも段階的に取り組んでいる。

今後は、これまで以上に地域情勢の変化や住民の視点に立った対応が必要であり、職員は住民の多様なニーズや地域で抱えるさまざまな課題を的確に把握するとともに、これを解決するための政策を主体的に形成していく能力の向上が求められる。

イ 財政の状況

本町の財政は、町税収入などの自主財源の占める割合は低く、地方交付税をはじめとする依存財源の占める割合が高いため、国や北海道の方針により大きく影響を受けやすい財政構造になっている。令和4年に策定した「新冠町財政計画」に基づき、収支改善が必要とされた事業については財政健全化実行計画（アクションプラン）を個別に実行し、経費の削減及び町債残高の抑制を行った結果、いずれの財政指標も早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている。

しかしながら、人件費の増加や、物価高騰による歳出予算の圧迫により、基金残高は減少傾向に

あることから財政運営の弾力性は厳しくなっている。

このことから、町の財政運営については、各年度の起債額と償還額の均衡を図りながら町債残高を抑制するとともに、ふるさと納税など自主財源の確保に努めながら収支の均衡に努める必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	6,494,583	5,952,567	7,258,304
一般財源	4,018,160	3,725,115	3,611,405
国庫支出金	423,202	508,769	1,410,400
道支出金	499,339	498,648	234,336
地方債	1,086,682	466,083	939,734
うち過疎対策事業債	694,100	187,700	260,100
その他	467,200	753,952	1,062,429
歳出総額 B	6,301,964	5,830,143	7,169,676
義務的経費	2,012,023	1,749,976	2,051,699
投資的経費	1,546,509	387,612	1,529,397
うち普通建設事業	1,500,992	387,612	1,524,537
その他	2,417,188	3,490,979	3,328,480
過疎対策事業費	326,244	201,576	260,100
歳入歳出差引額 C (A-B)	192,619	122,424	88,628
翌年度へ繰越すべき財源 D	74,397	0	1,560
実質収支 C-D	118,222	122,424	87,068
財政力指数	0.194	0.188	0.230
公債費負担比率	24.2	16.9	16.5
実質公債費比率	18.1	11.5	7.5
起債制限比率	12.6	—	—
経常収支比率	81.6	83.5	89.8
将来負担比率	64.6	5.7	6.9
地方債現在高	7,933,102	6,782,424	5,981,758

ウ 施設整備水準等の現況と動向

町道は 218 路線を有しており、総延長は 246.3 km で過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、重点的な整備により改良率は 88.7% (令和 2 年度末 88.5%)、舗装率は 86.3% (令和 2 年度末 84.5%) となっており、今後とも重要度に応じた、計画的な改良整備を図る必要がある。

(令和 6 年度末実績値)

水道は、町で運営する「簡易水道」と、2 地区の組合で運営する「専用水道」から水道水を供給

しており、給水人口 4,854 人、一日最大給水量 2,772 m³/日となっている。(令和6年度末実績値)

今後も、安全でおいしい水を安定供給するため、水道未普及地域の解消と施設の更新や改修、管路の漏水調査を実施し、有収率の向上に努める必要がある。

下水道については、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を目的として、平成5年度から事業を進めてきたが、管渠整備もほぼ終了し、今後においては、ポンプ場、マンホールポンプ所のストックマネジメント計画を基に機械・電気設備の更新及び長寿命化を主に行ない、引き続き町民への普及啓発に努め、水洗化率の向上を図っていく必要がある。また、下水道処理区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を図る「生活排水処理基本計画」を策定し整備を推進しており、今後も合併処理浄化槽の設置を促進していく必要がある。

本町の公営住宅は 327 戸あり、政策空家を除いた入居率は 95.0%と高い水準が続いている状況である。

観光関連施設として、ホロシリ乗馬クラブ、レ・コード館、新冠温泉レ・コードの湯、ヒルズパークゴルフ場等を整備し、交流人口の拡大を図っている。

さらに、町内には高齢者の入所施設として、共同生活施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホームが整備されているが、今後は介護度の進行に応じた多様な生活環境の整備を図ると共に、津波等の浸水想定区域にあり老朽化が進む特別養護老人ホームの移転改築に向け検討している。

新冠町立国保診療所は、町内唯一の公的医療機関として町民の健康保持と医療の確保を図るべく、疾病の予防・治療・機能訓練を一体化した、効率的で効果的な医療を提供できる一次医療機関として一層の充実が求められているが、施設の老朽化が進んでおり、今後予定される閉所までの間、適切に維持管理を行う必要がある。

義務教育関連施設は、令和 6 年度に新冠小学校、朝日小学校を統合し、町内の学校は小学校、中学校各 1 校となっている。改築の目安となる築 60 年を迎えることから、維持補修を図りながら改築計画に着手する。

社会教育施設として、レ・コード館、町民スポーツセンター、児童館、郷土資料館、判官館体育館等があるが、レ・コード館を除く施設は老朽化が進んでおり、施設の方向性も含め、計画的に維持補修を進める必要がある。

生活関連施設としては、各地域に生活館・生活センター等の集会施設を設置しており、その用途は地区集会、研修活動、冠婚葬祭、自治会活動等多岐にわたるが、人口減少や高齢化により、一部の施設の利用頻度は大幅に低下している。このことから、令和6年3月「新冠町公共施設当個別施設計画（町民文化施設編）」を策定し、今後は、計画内の再編計画を参考に方向性の決定を含め計画的な整備を進める。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

(単位:%、m、床)

区 分	昭和55年 年度末	平成2年 年度末	平成12年 年度末	平成22年 年度末	令和2年 年度末
市町村道					
改良率(%)	42.4	65.1	77.2	81.7	88.5
舗装率(%)	16	49.7	68.5	78.4	84.5
農道					
延長(m)					
耕地1ha当たり農道延長(m)					
林道					
延長(m)					
林野1ha当たり林道延長(m)					
水道普及率(%)	95	95.7	93	93.8	94.6
水洗化率(%)	4.3	6.2	28.3	90.7	92.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	12.3	10.1	10.8	3.1	3.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第6次新冠町総合計画(令和2年度~令和11年度)は、「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち、にいかっぷ」をまちづくりの将来像と定め、これを実現するため以下の7つの分野別施策を推進することより、地域、社会、経済の活性化とこれからも住み続けたい、住んでみたいまち新冠町を築き、過疎化からの脱却をめざすものである。

《以下「第6次新冠町総合計画」より抜粋》

1. 健康で安心して暮らせるまちづくり

①福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、行政と町民の協働による地域福祉推進体制の構築を図り、子育て支援体制の充実や地域共生社会の実現のための基盤整備を推進し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざす。

②健康の維持増進

町民の健康意識を高め、充実した保健事業の提供と各種健康診断の受診率向上や健康管理に対する指導體制の整備により、自身による健康管理及び健康管理意識の醸成、これに対応した環境整備により予防医療を推進するとともに、救急医療の充実と医療・保健・福祉の連携による健康推進体制の拡充を図り、町民一人ひとりが健康で暮らせるまちをめざす。

II. 潤いある環境を創出するまちづくり

①自然環境の保全

地球規模での環境問題が一層深刻化する中、温室効果ガス削減に対する取組みや省エネルギー対策による地球温暖化防止への貢献に取り組むとともに、豊かな自然環境を基軸とする新冠らしい景観の形成を図り、潤いのあるまちをめざす。

②環境・衛生の向上

自然と共生する循環型社会の確立に向けて、ごみの減量化やリサイクル活動、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、地域が主体となった環境美化による自然環境保護意識の高揚や火葬場・墓地の適正な維持管理により、衛生的で美しい生活環境を創出するまちをめざす。

III. 快適で暮らしやすいまちづくり

①社会基盤の向上

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、生活圏域の拡大などを踏まえ、住環境や上下水道、道路など日常生活をはじめ、産業振興や地域経済を支える社会基盤の整備を推進し、快適に暮らすことができるまちをめざす。

②利便性の向上

持続可能で安定した公共交通システムの維持・継続に加え、JR日高線に代わる新たな交通システムを確立し、「地域の足」を確保するとともに、新たに整備された情報通信基盤を活用した産業振興や地域振興、生活環境の向上を図り、便利で暮らしやすいまちをめざす。

IV. 安全で安心して暮らせるまちづくり

①安全の確保

近年、激甚化している自然災害により大きな被害が頻発している中、過去の自然災害・被災経験を生かした地域防災・減災体制及び情報伝達体制の充実や、各関係機関と連携した危機管理体制の充実を図るとともに、保安林整備や治山事業の推進、治山ダムや海岸の保全など関連施設の適切な維持管理により、災害に強く安全に暮らせるまちをめざす。

②安心の確保

火災をはじめ自然災害や事故などから町民の生命・身体及び財産を守るため、火災予防の推進や消防体制、救命率向上を図るため救急・救助体制の充実とともに、子どもや高齢者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全運動や防犯活動を推進し、町民が安心して暮らせるまちをめざす。

V. 力強く安定した産業づくり

①農業の振興

農業後継者や新規就農者など担い手の育成確保をはじめ、農業生産基盤の整備と農地の集約化による効率的な農地利用、農作業の効率化による労働力の軽減、質の高い農畜産物の生産拡大と高収益作物との複合化による経営の安定化を推進し、持続的に発展する力強く安定した農業をめざす。

②林業の振興

多面的な機能を有する森林の適正な管理・保全と多様な森林整備を推進し、持続的な森林資源の確保による安定供給とともに、人工林資源の有効活用・循環利用による森林関連産業の育成を進め、安定した林業・林産業をめざす。

③水産業の振興

資源管理と漁場造成の推進とともに、漁港及び関連施設の整備促進、既存経営体の育成及び新規漁業就業者の確保・支援により漁業経営基盤の充実を図り、安定したつくり育てる漁業をめざす。

④商・工業の振興

多様化する消費者ニーズや商・工業者を取り巻く環境に対応し、地域農業等と連携した商業機能の向上や新技術・新サービスの導入、新規就業者支援等を図るとともに、各種融資・補助制度の効果的な活用を促進し、商・工業の活性化をめざす。

⑤観光の振興

観光ニーズに応じた多様な観光メニューの創出など、観光の魅力づくりを推進するとともに、観光拠点施設の整備や情報の発信、様々な主体との広域間連携を推進した観光をめざす。

⑥雇用環境の充実

起業の促進、企業誘致などを推進するとともに、各種技能訓練や技能取得を奨励することにより、雇用機会の創出・拡大をめざす。

VI. 郷土を愛し生きる力を育む人づくり

①幼・小・中教育の充実

幼児期から連続性のある教育の推進と保育環境の充実を図るとともに、小・中学校における信頼される学校づくりの推進や確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成を推進し、生きる力を育む人づくりをめざす。

②生涯教育の充実

町民が生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、個人の成長と地域社会の発展を促す社会教育活動を積極的に推進するとともに、未来ある子どもたちの社会性を育み、健全な成長とライフステージに応じた生涯教育の充実により、郷土を愛する人づくりをめざす。

VII. 自立したまちづくり

①協働のまちづくり

地域における積極かつ主体的な町民活動の促進とあわせ、広報活動と広聴機能の充実による多様な主体と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、まちの根幹をなす人口確保対策と公有財産の積極的な有効活用によるまちの活性化をめざす。

②確かな行財政の確立

日々変動する社会情勢において、様々な行政課題に対応した効果的かつ効率的な行政運営と町債残高の圧縮、収納対策を推進した公平かつ効率的な財政運営を推進するとともに、高度化・専門化する行政サービスに対応するため町行政の枠を超えた広域行政を推進し、確かな行財政を基盤とする自立したまちをめざす。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、後述する対策及び計画において全力で取り組むものとする。

過疎地域における最重要課題は少子高齢化及び生産年齢人口の流出による人口減少であり、これらは地方自治体が担う保健・福祉・介護・医療等に影響を及ぼし、地域の活力を衰退させる極めて重要な課題と捉えている。

この課題に対し打開策となる、「安心して住み続けられるまち」の形成に向けては、行政だけでなく民間や地域住民、他自治体との広域的な連携などの相互補完によるまちづくりを実践しながら、地域が元気で誰もがいきいきと暮らしていける環境整備が急務である。

国が示す人口推計において、「人口減少」は避けて通れない現実の中で、本町においては生産年齢人口の減少に着目し、いわゆる社会減の減少数を毎年度同程度に抑えることを基本目標として設定することとし、基準値は令和2年の転出入者数82人として、年間の社会減を80人に抑え続けることを基本目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標及び計画は毎年度数値・実施状況を検証し、PDCAサイクルにより町として評価を実施し、議会へ報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等は町民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設の計画的な維持管理とともに、将来にわたって町民の理解が得られるサービス水準を確保する必要がある。しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められる。

また、町内には老朽化による更新時期を迎えつつある公共施設がいくつかあるが、現状、既存の施設を解体撤去して建替えるという更新ケースはほとんどなく、移転建替えが中心となっていることから、施設の更新においては従来施設の利活用が多くの場合で課題となっている。このため、今後、公共施設の整備は「建替え」を中心とした「更新」に限って検討するのではなく、「更新」と「利活用」を同時に並行して協議する必要がある。従来施設は社会財としての価値は残存しており、利活用は更新と同等のまちづくり事業として捉える必要がある。

これらを踏まえ、町では公共施設マネジメントの基本的な考え方である「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直し、持続可能な町民サービスの提供を図る。

なお、本計画に記載されている公共施設等の整備については、新冠町公共施設等総合管理計画等に適合する。

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画」より抜粋》

① 「量」に関する基本的な考え方

本町の人口は年々減少傾向にあり、こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、将来の財政の見通しは厳しい状況にある。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに町民ニーズにあったサービスの提供を行う必要がある。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の町民ニーズに配慮するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討する。

② 「質」に関する基本的な考え方

本町が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の4割程度を占めている。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の利用ができなくなるものではないものの、築30年で大規模改修、築60年で建て替えが必要となる場合が多いといわれているため、今後老朽化の進行により、建て替えや大規模改修の時期が集中することが想定される。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を次世代へ引き継いでいくため、施設の健全維持を図り、できるだけ施設を長く使用するとともに、提供サービスのレベルが低下しないよう、時代の変化に応じた改修を推進する。

また、民間企業等が持つノウハウの積極的な活用を図るため、指定管理者制度、PPP/PFI等の活用体制を検討する。

③ 「コスト」に関する基本的な考え方

本町の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管理運営等を検討する必要がある。

今後は、限られた財源の中で、日常の維持管理費や管理運営費、更には将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取り組みや工夫を進めていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

まちの根幹を成す人口は、昭和35年の11,166人をピークに、現在では、4,944人（令和7年10月末住民基本台帳(外国人含)）まで減少している。

人口減少の主な要因は、高度経済成長やバブル景気などの経済成長に伴う都市部への人口流出が大きく、第一次産業の低迷や雇用情勢の悪化に伴う就業者数の減少、さらには、平成8年を前後に少子高齢化の影響によって出生数が死亡数を下回る自然減が社会減を上回ったためともなっている。

しかし、人口減少が続く傾向のなか、民間による宅地分譲事業や定住移住促進プロジェクトの展開により、令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポートにおいて「消滅可能性都市」から脱却するなど、一定程度の成果が出ている。

今後は、さらなる人口確保、特に子育て世代を中心とする若い世代の人口確保を図るため、雇用の拡大をはじめ、産業、教育、子育て、医療、福祉、環境などあらゆる分野の充実・向上を図ると同時に、戦略としての定住・移住促進対策事業も継続的に取り組む必要がある。

② 地域間交流

本町は、札幌市から約2時間、新千歳空港から約1時間30分と比較的近傍に位置しているが、令和7年度に高規格道路日高自動車道「新冠 IC」の開通によって、都市圏からの移動時間がさらに短縮された好環境で、夏は涼しく冬は積雪が少ない、過ごしやすい気象条件と、海、山、川などの豊かな自然、軽種馬という特徴的な地域資源を有している。

本町はこれまで、現代社会で失われつつある「ひとのこころ」を重視し、「やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」などの追及を基調した「レ・コードと音楽によるまちづくり」を展開しており、今後は、本町の農林漁業や自然・文化など、さまざまな地域資源を活かした都市との交流を積極的に促進し、地域の活性化を図る必要がある。

③ 企業誘致から生まれる移住政策の多角化

本町は、これまで企業誘致に精力的に取り組み、日高食肉センター、そして日高徳洲会病院の企業誘致に成功している。これらの企業誘致は地域経済の活性化に資するほか、町外からの移住者を生み出すことにつながっている。日高徳洲会病院の移転改築が終了予定の令和12年度に向け、同病院の医療従事者を町内人口に取り込む手立てについて多角的に取り組んで行く必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

○町民が住み続けたいと思い、町外の方から住んでみたいと思われるまちづくりをめざす。

○本町の魅力を最大限に発揮して、町外からの移住・定住を誘導することにより、人口の確保を図る。

- 中古住宅等住宅ストックを活用しながら、住替えの促進を図る。
- 一度は町を出た若者が戻ってくる環境の整備を図る。
- 町内完結する医療サービスによる住み続けられる町、親と共に過ごす町の推進を図る。

② 地域間交流

- グリーン・ツーリズムや自然体験などにより、都市との交流を推進し、関係・交流人口の増に努める。
- 本町の特色を活かした馬とのふれあいや、乗馬施設を拠点とした交流を推進する。
- レ・コード館を拠点として、音楽、芸術、演劇などの文化・人材交流を推進する。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ●定住・移住促進事業 ○定住・移住促進制度(第3期) 住宅建設奨励金、引越し助成金、子育て支援金、利子補給金 ○定住・移住促進事業 お試し生活体験事業、移住促進住宅「ナナカマド」事業 ○中古住宅活用促進事業 ①中古住宅取得補助金 ②中古住宅取得物件リフォーム補助金 	新冠町	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ○まちの不動産屋さん運営費補助金 「まちの不動産屋さん」不動産の情報収集及び発信、売買仲介業務、リフォーム業者の紹介等 契約件数に対する奨励金制度 	新冠町	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ○中古住宅流通支援交付金 まちの不動産屋さんを利用し、自宅を売買した場合に、仲介手数料相当額を助成 	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

4. 産業系施設

(2) 現況と課題

- 農業支援員住宅、定住移住住宅、定住体験住宅は必要に応じて小修繕を行なっているほか、定住移住住宅は大規模改修、定住体験住宅は内部改修を実施し、建物に大きな課題はありません。【産業課、企画課】

(3) 管理の基本方針

- 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。【施設全体】
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。【施設全体】
- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行ない、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。【施設全体】

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

ア. 農業生産基盤の確立

安定的な農業生産を確保するには、地力増進のための土造りを基本としながら、区画整理や暗渠排水などの土地基盤整備を計画的に実施するとともに経営農地の集約化など農地の生産性及び効率性を高めることが求められている。

しかし、経営の向上や規模拡大・複合化には農業施設や機械の導入が必要となり多額の投資を伴うことから積極的な実施には結びついていない。また、農業従事者の高齢化や担い手不足により経営体の減少が進み、耕作放棄地の発生や、農地機能の低下が懸念される。

イ. 稲作振興

町内産米の消費を推進・拡大するには、消費者ニーズに沿った品種の選定や栽培技術の向上が重要となる一方で、収量・品質などは天候に左右されやすい面があり、収量・食味の高品位安定が重要視される。

また、新冠産米の消費拡大、量販店やコンビニといった中食販路拡大をめざす一方、野菜を中心とした高収益作物との複合化を推進し、水稻農家の経営安定化を図る必要がある。

ウ. 野菜振興

基幹作物であるピーマンは、生産面積の拡大や集出荷・共選施設の充実、販路の拡大により着実に販売金額を伸ばし、消費者や市場関係者から高い評価を得ており、北海道一の産地としてブランド化が図られている一方、アスパラやほうれん草、かぼちゃやメロン等の振興・補完作物の知名度は低く、さらなる生産量の確保と増収に向けた取組みが求められる。

また、近年海外からの輸入農産物等、単に価格の安い食品が並ぶ中、消費者の「食」に対する安心・安全への関心が高まっており、エコファーマー制度やGAPをはじめとした生産工程管理の導入、農産物の直販フェアや各種イベント等を通じた生産者と消費者の信頼関係づくりも求められている。

エ. 酪農振興

少子高齢化による全国的な酪農経営体の減少に伴い、北海道産牛乳の需要は高まっているが、生産戸数が減少している中、戸当たり飼養頭数は増加しており、労働負担の増加や休日が少ないなど、ゆとりある酪農経営とは言えず、酪農ヘルパーや農作業受託組織のコントラクターの活用は重要度を増しており、さらに農作業の効率化や省力化に資する農業機械の導入など、労働負担の軽減を図る対策が求められている。

今後も良質な生乳の安定生産をめざし、個体乳量の向上や乳質の改善を図るとともに、自給飼料生産基盤整備が求められている。

オ. 肉用牛振興

町内の黒毛和牛生産は素牛出荷が中心となっており、一貫肥育経営に取り組む農家は少数に留まっている。昨今は、少子高齢化により生産戸数が減少傾向にあり、それに伴い販売頭数・金額も減少傾向となっている。その中でも、育種価判明事業により優良繁殖牛の自家保留を進めており、生産基盤の充実が図られてきた。

今後は更に良質な素牛生産へ向けた飼養管理の向上を目指し、農作業の効率化や省力化に資する農業機械の導入など、労働負担の軽減を図る対策が求められている。また、輸入飼料の高騰が続く中、経営安定には自給飼料の増産が重要であり、生産基盤整備による生産性向上や収穫作業の効率化などの対策が求められている。

カ. 軽種馬振興

軽種馬販売は、昨今の緩やかな景気回復の影響によって、セリ市場を中心に安定的に推移しているが、市場動向は景気による影響が大きく不安定なため、継続的な販売体制の強化と売れる馬づくりが重要となる。

現在は生産基盤である草地の改良が停滞しており、雑草の侵食等による収量や品質の低下が見受けられるため、速やかな対策が求められている。

繁殖牝馬の高齢化は受胎率の低下に繋がり、生産効率に悪影響を及ぼすことから、適切な更新による生産性及び資質の向上が求められている。

地方競馬は重要な販売先であり、ホッカイドウ競馬をはじめ各地方競馬が引き続き存続するよう支援の継続が求められている。

キ. 担い手の育成・確保

農業経営体数及び農業就業人口は減少を続け、農業従事者の高齢化は依然として顕著であるうえ、後継者の目途が立たない経営体も多く、農業の担い手不足は深刻さを増している。

新規就農者の確保と地域農業の労働力補完のために実施している農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業が着実に成果を上げているものの、都市圏を中心とした雇用情勢の回復と全国的な担い手確保・支援施策の競争によって、その確保が困難となっており、関係団体と連携した事業の安定運営が求められている。

農業人口の減少は、農業生産基盤の衰退に繋がることから、経営感覚の優れた人材の育成と担い手の確保は急務であり、農家子弟のUターンや外国人労働者の雇用及び技能実習生の受入れも積極的に取り組む必要がある。

② 有害鳥獣対策

エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農作物への被害は、以前として高い水準で推移しており、継続した被害防止対策の実施が求められている。

③ 林業

ア. 林業振興

本町の森林面積は、町の総面積の8割に相当する46,794haを占めており、そのうち約80%が国有林となっている。樹種別では天然林が約80%を占め、人工林は約20%となっている。

また、町有林（3,903ha）と私有林（3,483ha）は森林面積の16%の割合となっており、そのうちカラマツ・トドマツを主体とする人工林は約3割の2,017ha。この中の半数が利用期を迎えている状況である。

全国的に造林や種苗生産など林業の担い手が不足している中で、森林の造成・育成や木材の生産などを行なう林業事業者も減少しており、本町の林業事業者は2社のみとなっている。

イ. 森林保全

近年は、全国各地で台風や前線の停滞などによる集中豪雨や地震により、甚大な山地災害が発生しており、本町でも平成15年の台風10号により甚大な被害を受けている。このため、荒廃またはその恐れのある林地では治山事業を実施し、既設の治山ダムでは堆積土砂の除去を順次進めているが、箇所数が多いため年次的な対応となっている。

④ 水産業振興

ア. 漁業経営

本町の漁業は、度重なる自然災害、環境の変化等により総漁獲量は年々減少傾向にあり、加えて原油価格の高騰が漁業経営に影響を及ぼしていることから、漁具購入に対する補助、制度資金借入れに伴う利子補給等を行い、漁業経営体の負担軽減に努めている。

また、漁業経営体及び漁業就業人口は減少を続ける中、漁業従事者の高齢化は依然として顕著であり、後継者の目途が立たない経営体も多く水産の担い手不足は深刻さを増していることから、既存の経営体の育成及び新規漁業就業者の確保が求められている。

イ. 漁場・資源増殖

大雨災害時、河川からの泥水及び流木の流入並びに護岸破損に伴う土砂の流入により、漁場は大きな悪影響を受けていることから、河川改修や護岸整備に係る要請の必要がある。また近年、タコ産卵礁の設置及びマツカワの種苗放流並びにサケ資源の増殖を図るため栽培漁業の推進に努めているが漁獲量は減少傾向にある。今後さらに育てる漁業への取組みを推進しながら、新たな魚種に係る資源増殖に努める必要がある。

ウ. 漁港・関連施設

節婦漁港は開港以来逐次改修を進め、近年は水産基盤整備事業により漁港改良工事や浚渫等が行われている。

今後も漁船の安全確保のため、漁港整備や浚渫に係る要請活動を行う一方、老朽化していく漁業関連施設及び関連施設周辺環境の整備が求められている。

⑤ 商・工業振興

ア. 商・工業

人口減少・少子高齢化に伴い、町内の購買力・消費力の低下が見受けられ、商・工業者にとっては厳しい状況が続いており、近隣町の大型商業施設への消費流出、原材料や原油の高騰などからも地域経済への影響は著しい状況である。

イ. 後継者問題

商・工業経営体の減少や事業者の高齢化が進み、後継者の目途がたたない経営体も見られることから、商・工業経営の安定及び後継者の確保が求められている。

ウ. 商工業等団体

町内商・工業活性化のため、商工会などの指導機関との連携を強化するとともに、各種補助金や融資制度・利子補給制度により商・工業者に対する経営意欲の高揚を積極的に推進した経営基盤の安定が求められている。

エ. 活性化対策

観光振興や交流人口の拡大に努め、定住移住促進による地域活性化を図った商・工業振興が求められている。

⑥ 観光振興

ア. 観光施設

高規格幹線道路日高自動車道「新冠 IC」の開通により都市圏からの交通アクセスが向上し、レ・コード館、道の駅、乗馬施設をはじめとする、町の観光関連施設や民間事業者へ経済効果が期待されている。

イ. 観光拠点づくり

にいかっぷホロシリ乗馬クラブが西泊津地区へ移転し、新冠温泉を含めた近隣観光施設と連携した一体的な観光エリアづくりが求められている。

ウ. 道の駅

観光繁忙期に対応した施設整備が急務で、特に道の駅では駐車可能台数や非効率な動線及び施設の老朽化も課題となっているが、新冠 IC の開通後の人流や傾向、更なるニーズ等を見極めながら、ハード、ソフトの両面から効果的な施設改修の推進が求められている。

エ. 地域の連携

観光客のニーズに対応した観光メニューの強化や観光拠点施設のネットワーク、新たな観光資源の開発、さらには情報の効果的な発信など、魅力ある新冠町の観光振興を図る上で観光協会や観光専門業者、地域・行政が連携しながら「魅力ある新冠」を構築することが求められている。

オ. 管内の連携

高規格幹線道路日高自動車道「新冠 IC」の開通から、日高管内全体での広域的な観光プロモーション活動や、新たな観光ルートの創出等を管内各町と連携し推進することが求められている。

また、管内7町が連携し、関係・交流人口の拡大をめざした既存の交流事業も展開しているが、限定的な取組みにもなっていることから、さらなる総合交流の場の創出やアイデアが求められている。

⑦ 雇用対策

北海道特有の気候や産業構造の変化により、パートや日雇い、さらには外国人労働者の増加など、雇用形態の転換が進み、雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。また、雇用機会を求めて都市部に流出する若者も後を絶たない。

このようなことから、就労意欲を持つ市民の就労を支援するため、企業やハローワークなどとの連携を強化しながら、地場産業や新産業の振興を図り、雇用機会の拡大や雇用安定に向けた取組みを進める必要がある。

⑧ 起 業

国際化の進展や価格の低迷、産地間競争の激化など、本町の基幹産業である、農業の低迷が深刻化する中、個々の産業の領域分野を越えた資源と人材を活用、他産業との交流・連携と付加価値創造など産業の複合、総合化がより重要になり、新たな産業づくりの基本に据えていくことが必要である。

このため、産業間の交流・連携による共同開発や産業振興に向けた基盤づくりに努め、技術面や施設面での支援を進め、新たな産業づくりや商品開発を促す必要がある。また、起業意欲を促進させるためには、関係機関が連携し、包括的な支援を行う必要がある。

(2) その対策

① 農 業

ア. 農業生産基盤の確立

- 土地改良及び草地の整備・更新などにより地力の増進を図るとともに、農地の集約化により効率的な農地利用を推進する。
- 農業機械等の共同利活用組織・作業受託協議会の利用促進による組織活動の継続を図る。
- 農作物への鳥獣被害防止対策を推進するとともに、効果的な駆除体制の確保に向けて関係機関と連携する。

イ. 稲作振興

- 反当収量の確保と高品質米の安定生産を重視した栽培技術の向上と販路の拡大を推進する。
- 肉用牛や高収益作物との複合化を図り、経営の安定化を推進する。
- 稲作振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

ウ. 野菜振興

- 品質の高い農産物の安定供給のため、基本技術の徹底と栽培施設整備の推進を図る。
- 農作業の共同化や雇用労働力の確保に努める。
- 野菜振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

エ. 酪農振興

- ゆとりある酪農経営の取組みを推進する。
- 高品質乳生産への取組みを推進する。

- 受精卵の活用による経営基盤の強化を図る。
- 町有牧野の利用を推進し、酪農経営の支援を図る。
- 酪農振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

オ. 肉用牛振興

- 優良繁殖牛の確保に向けた取組みを推進する。
- 飼養管理の向上に努め、優良素牛の生産を促進する。
- 農作業の効率化に取組み、良質な自給飼料の増産を図る。
- 肉用牛振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

カ. 軽種馬振興

- 売れる馬づくりへの体制整備を推進する。
- 生産基盤の整備を推進する。
- ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬の活性化を支援する。
- 軽種馬振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

キ. 担い手の育成・確保

- 認定農業者や農業生産法人など地域農業の中心となる経営体の育成を図る。
- 農家子弟のUターンへの奨励と親元就農及び円滑な経営継承に向けた取組みを推進する。
- 新規就農者の受入れや支援体制の充実及び継続的な募集活動に努める。
- 労働力の補完や効率的な営農体系の確立に向けた取組みを推進する。

② 有害鳥獣対策

- 農作物への鳥獣被害防止対策を推進するとともに、効果的な駆除体制の確保に向けて、関係機関と連携を進める。
- ヒグマゾーニング計画を策定し、人とヒグマの棲み分けを行うとともに、市街地付近での出没に備え関係機関との連携強化を進める。

③ 林業

ア. 林業振興

- 森林は水源の涵養、山地災害の防止、木材の供給、生物多様性の保全、健康の維持・増進などの多面的な機能を有しており、これらの公益的機能を持続的に発揮するために、森林資源の循環利用の推進に向けて、伐採後の着実な再造林・保育・伐採、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった持続的なサイクルを円滑に進める。
- 林業は、危険を伴う作業が多く、労働災害の発生頻度が高いことから、労働安全衛生対策を進めるとともに、林業労働者の安定的な雇用体制づくりを支援し、適切な森林施業と原木の安定供給を担う林業労働者の育成を図る。
- 林業振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

イ. 森林保全

- 山地災害の未然防止及び減災のため、危険箇所には迅速な保安林の指定に努め、森林の保育管理と治山施設の整備、適切な維持管理を図る。

④ 水産業振興

- 漁具等の近代化、後継者の育成・確保などを支援し、漁業経営基盤の安定・強化を図る。
- 漁場環境の整備や漁場造成、種苗放流などによるつくり育てる漁業を支援し、漁業生産の安定・向上を図る。
- 漁港や漁業関連施設の整備を支援し、安全で効率的な漁業作業環境の整備を進める。
- 水産業振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

⑤ 商・工業振興

- 少子高齢化や近隣町の大型商業施設への消費流出など、小売商業を取り巻く環境変化に対応するため、経営改善の推進と魅力ある個店づくりを支援する。
- 商・工業経営の安定化を図り、新規事業者への支援及び後継者の確保への取組みを推進する。
- 地域農業と連携した 6 次産業や観光分野、定住移住促進、関係・交流人口の拡大など地域と連携した商業機能の向上を支援し、経営の近代化と地域の産業力を高める。
- 関係機関と連携し、新技術・新サービスの導入、新分野への進出などを支援し、地域の活性化と雇用の拡大を推進する。
- 商工業振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

⑥ 観光振興

- 観光施設の充実を進め、観光客の多様化及び個性化に対応できる観光産業の育成を図るため、地域資源を活用した観光メニューの創出や観光ネットワークを推進し、さらなる観光の魅力づくりを高める。
- ホームページやSNSを活用した情報発信を拡充するとともに、受入体制の整備・向上を図る。
- 地域が一体となった観光振興施策の推進を図ることを目的に、観光協会や関係機関との着地型・体験型観光の企画推進や広域的な連携による観光プロモーションや新たな観光ルートの開発などを推進する。
- 日高管内 7 町の連携により、日高管内における新たな観光機会を創出するまちづくりをめざす。
- 観光振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

⑦ 雇用対策

- 雇用機会の創出拡大を図るため、地域資源を活用した地場産業による事業展開やそれに伴う事業の拡大、さらに企業誘致もめざしながら町内企業の活性化を促進する。
- 雇用の場の安定確保をめざす。
- 就労に活かせる技術や知識習得を支援する。
- 高齢者の能力や経験を活かした就労機会の創出を推進する。

⑧ 起 業

○関係団体と連携し、小規模事業者の起業を支援し、地域の活性化と雇用の拡大を図る。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	○野菜促成栽培施設整備事業 パイプハウス、自動換気装置の設置費に対する補助	農業組合	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	○黒毛和種繁殖雌牛導入 繁殖雌牛 5頭	農業組合	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	○町有林造成 人工造林・下刈・地拵・間伐・保育間伐	新冠町	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	○町有林造成 人工造林・下刈・除間伐・天然林除間伐・ 野鼠駆除 (森林環境譲与税活用事業)	新冠町	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	○民有林造成 人工造林・下刈・除間伐・天然林除間伐・ 野鼠駆除 (森林環境譲与税活用事業)	森林組合	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 水産業	○ホッキ最小成員放流事業 資源の維持・増産及び安定した漁獲量と 産卵に結びつく二次発生を図り漁家経 営の安定を図る。	漁業組合	
2 産業の振興	(9) 観光又は レクリエーション	○森林公園施設整備工事 遊具改修ほか	新冠町	
2 産業の振興	(9) 観光又は レクリエーション	○ホロシリ乗馬クラブ施設整備事業 各種工事ほか	新冠町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発 展 特別事業 企業誘致	●町企業誘致促進事業 新規操業に係る事業の安定化を促進す るための支援 地域へ企業を誘致することで、人口の増 加、雇用の拡大、地域の活性化等の効果 が見込めることから、積極的に推進する 必要がある。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●町起業化支援事業 小規模事業者による起業化を支援 起業化を支援することで、雇用の拡大、地域の活性化等の効果が見込めることから、積極的に推進する必要がある。	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○西泊津ヒルズパーク管理事業 施設管理費ほか	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○道の駅地場産品交流センター管理事業 指定管理料、駐車場補修ほか	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○ホロシリ乗馬クラブ管理委託事業 指定管理料	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○温泉施設管理運営委託事業 プラント管理委託等	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○出合いと憩いのセンター維持管理費	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○ふるさとまつり 例年7月3週目に開催	実行委員会	
2 産業の振興	(11) その他	○新冠町観光協会補助金	観光協会	
2 産業の振興	(11) その他	○担い手育成対策支援事業 新規就農者が営農に必要な農地、農用施設、機械器具及び住宅の取得並びに改修に要する費用の2分の1を補助。	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○軽種馬振興事業補助 軽種馬販売対策促進 (売り馬情報の配信)	軽種馬生産振興会	
2 産業の振興	(11) その他	○軽種馬市場上場促進事業 軽種馬市場上場促進 (馴致預託の助成)	農業組合	
2 産業の振興	(11) その他	○ホッカイドウ競馬支援・売上増進対策 ホッカイドウ競馬支援事業実行委員会負担金	実行委員会	
2 産業の振興	(11) その他	○ホッカイドウ競馬協賛事業 ホッカイドウ競馬協賛事業 レース副賞	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○地方競馬新冠レース協賛事業 園田、笠松、金沢、名古屋、浦和 レース副賞	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○受精卵移植事業 受精卵の採卵・移植	移植協議会	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	○酪農ヘルパー事業 酪農ヘルパー事業の円滑な推進、酪農経営の安定発展	利用組合	
2 産業の振興	(11) その他	○有害鳥獣駆除対策事業（有害駆除関係） ヒグマ捕獲報償費、有害鳥獣駆除捕獲委託料、エゾシカ残滓処理手数料	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	マツカワ中間育成事業負担金 希少資源であるマツカワを放流し、資源の増大及び漁獲量の増加を期待する。	漁業組合	
2 産業の振興	(11) その他	○漁業近代化資金利子補給事業 漁業経営の近代化を推進しようとする経営体に負担軽減のため、補助を行い経営の安定を図る。	漁業組合	
2 産業の振興	(11) その他	○漁業者漁具整備事業 漁業の近代化や生産性の増進を図るため、漁具購入費の補助を行うもの。	漁業組合	
2 産業の振興	(11) その他	○預託牛管理事業 自給飼料及び労働力不足の解消、放牧管理を介した家畜の健康増進及び健全育成。 (放牧施設維持管理補修) 老朽化した放牧施設（牧柵・パドック・水源）の維持管理補修と機能強化 (ヨーネ病予防対策) 町有牧野入牧時のヨーネ病検査を定着させるため、検査料実質負担の50%を助成するもの。	新冠町	
2 産業の振興	(11) その他	○町有牛管理事業 町有牛管理は、乳肉連携生産と優良和牛母系の受精卵供給源として40頭規模を維持継続する。（ヨーネ病清浄化までは素牛売却せず肥育とする。） (放牧施設維持管理補修) 老朽化した放牧施設（牧柵・パドック・水源）の維持管理補修と機能強化 (車両購入) トラクター購入	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	○和牛センター事業 預託肥育により町内繁殖牛の育種価を判明し、優良繁殖基盤の造成に資する。 (ヨーネ病清浄化までは頭数を制限して事業を実施する。)	新冠町	

（４）産業振興促進事項

（ⅰ）産業振興促進区域及び進行すべき業種

産業振興促進区域及び同区域内において振興すべき業種については下表のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新冠町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行なう事業の内容（２）

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和 5 年 3 月 31 日改訂）」より抜粋》

3. スポーツ・レクリエーション系施設

（２）現況と課題

- 道の駅サラブレッドロード新冠は利用者数が増加傾向にあり、令和 3 年度の利用者数は約 12 万人となっています。今後は、施設の維持補修に努め、新冠 I C 開通後の利用客の動向を見ながら、施設の利便性向上及び運営方法について協議を進めていきます。【企画課】
- にいかっぷホロシリ乗馬クラブは令和 4 年に移転が完了し、今後は未整備施設の建設を進める計画です。【企画課】
- 出会いと憩いのセンター（旧新冠駅）は、特に修繕が必要な箇所はなく、建物に大きな問題はない状況です。今後は施設の有効活用に向けた検討が必要な状況です。【企画課】
- 西泊津ヒルズパークゴルフ場は IPGA 公認のパークゴルフ場で、平成 22 年度にコースを 18 ホールから 36 ホールに増設しました。芝の状態を良好に保つための維持管理負担が大きい上、近年は利用者数が減少傾向にあることが課題となっています。【企画課】
- 新冠温泉は令和 4 年度において、プラント関係等の改修を終えており、今後は必要に応じ他施設の改修を行なう計画です。【企画課】

(3) 管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。【施設全体】
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。【施設全体】
- スポーツ・レクリエーション系施設は今後も施設を維持していくことを基本としますが利用者が減少するなど、一定の役割を終えた施設については、廃止の検討を行います。【社会教育課】

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 情報通信

本町が主体となって超高速通信の光回線網（整備延長L=229km）を整備したことにより、地域の情報通信格差の是正を図ることができた。今後は、防災や教育、地域振興等の観点から行政分野においても積極的にこの情報通信基盤を利用した、ICT、IoTの利活用を推進する必要がある。また、本町の基幹産業である第一次産業分野においても積極的な利活用を進め、産業振興や地域課題の解決を図っていく必要がある。

さらに、昨今のデジタルトランスフォーメーション(DX化)の加速に伴い、新たな価値観や生活様式が定着し、行政事務への導入も進めながら業務の改善を講じていく必要がある。

また、本町において、国道通行止め時の迂回路となる道道平取新冠線や災害時の迂回路となる町道元神部町有牧野芽呂線の区間内では、携帯電話の不感エリアが存在し、これまでも民間事業者の不感エリアの解消を働きかけてきたが、未だに解消が実現できていない。

今後も、防災、交通安全上の観点から、不感エリアの解消に向けた対策を講じていく必要がある。

(2) その対策

① 情報通信

○整備した光回線網を活用し、行政分野におけるICT・IoTの利活用を積極的に進める。

○第一次産業分野におけるICT・IoTの利活用方策についてもその方策を検討していくとともに、日高管内6町とも同様の課題を抱えていることから、広域連携も図りながらその方策を検討していく。

○DXの推進に向けて、様々な事例や情報を積極的に把握しながら、本町に合った効果的な施策を見極めていく。

○国や北海道、民間事業者とも連携を図りながら、様々な方面から携帯電話の不感エリアの解消をめざす。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(3) その他	○情報通信基盤整備事業 機器保守、電柱添架料	新冠町	
3 地域における情報化	(3) その他	○里平地区携帯電話伝送路維持事業 携帯電話サービス提供に係る日高町への負担金	新冠町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道 路

本町の道路網は、太平洋沿岸を東西に縦断する国道 235 号線（14.0km）と内陸部を縦横に結ぶ道道 4 路線（75.8km）を中心に形成されている。

現在整備が進められている高規格幹線道路日高自動車道は、暮らしの向上や産業振興等に大きく寄与し、過疎地域の持続的発展を促進する重要な道路であり、事業計画区域となっている「厚賀・静内間」の一日も早い供用開始が望まれる。

また、農産物の物流経路として重要路線である道道滑若新冠停車場線の古岸若園間未整備区間の整備については、関係機関を通じて国等への要望を継続していく。

町道は、218 路線、総延長 246.3 kmあり、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、重点的な整備により、改良率 88.7%(令和 2 年度末 88.5%)、舗装率は 86.3%(令和 2 年度末 84.5%)と着実に進んでいるが、市街地及び山間部においては整備を要する箇所が多々あり、今後も計画的な整備が必要となっている。

なお、町内にある橋梁の安全性を確保するための点検を進め、状況に応じた補修などを実施していくことが必要である。

さらに、農業の振興を図るうえで不可欠な農道及び、森林の維持管理等林業振興に不可欠な林道についても計画的に整備を推進する必要がある。

② 交 通

本町の公共交通について、国道を運行する幹線系統については基本的に道南バス株式会社が運行しており、苫小牧～静内間は 11 便/日、富川～静内間路線が 2 便/日、平取～静内間は 2 便/日となっている。

この他に札幌浦河間を結ぶ「ペガサス号」は 6 往復/日、苫小牧えりも間は「とまも号」が 1 往復/日運行している。

また、本町市街地と山間地域を結ぶフィーダー系統は、町独自路線として、これまで西新冠地区予約運行方式運営事業及び新冠町コミュニティバス運営事業を行っていたが、令和 6 年 3 月に策定した「新冠町地域公共交通計画」に基づき、令和 7 年 10 月 15 日～翌年 3 月 31 日の期間にて実施した「A1 オンデマンドバス実証運行」を経て、更なる町民利用ニーズを聞き取りながら、令和 8 年 4 月 1 日から、A1 オンデマンドと定時定路線を掛け合わせたハイブリット型の運行として、自宅前から目的地までのドア to ドアを実現させた「新冠町 A1 オンデマンドバス『メロディー号』」（町内 6 便/日、本町と新ひだか町の医療機関を結ぶ新ひだか町医療買物支援便 2 便/日）の本格運行を開始している。

近年、自家用車での移動が主流となっている中でも、学生や高齢者等の免許を持たない交通弱者に対する交通インフラの存続は必須であり、極めて重要な移動手段となっている。また、高齢化の進行により、運転免許証の返納の促進も併せ、今後も利用者に寄り添った運行が必要となる。

今後も地域公共交通の維持、利用者の安全と利便性を最優先とした運行を実施するため、利用者ニーズを反映した運行形態の設定と適切な車両の整備・更新が求められている。

(2) その対策

① 道 路

- 高規格幹線道路日高自動車道「新冠 IC」の開通は、物流や救急患者輸送時間の短縮、災害時のライフラインとして大きな効果が生まれたが、さらに当該道路を活用した新たな地域振興方策の創出を図る。
- 物流や交通量の多い道道については、未整備区間の早期改良を促進し、安全に走行できる幹線道路網の構築をめざす。
- 地域の生活道路である町道については、需要や必要性、さらに景観等を考慮しながら、現施設の維持管理を含め計画的に整備を推進し、安全で快適なみちづくりをめざす。

② 交 通

- 「新冠町地域公共交通計画」の定期的な管理とローリング作業の中で、現状に則した運行形態への更新と、財政負担の軽減を含めた持続可能な地域公共交通の確保をめざす。
- 利用者の安全を最優先としながらも、利用状況に応じた適正な運行車両の整備及び更新を実施する。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	○道路附帯構造物点検事業 橋梁照明灯点検 N=31基 (判官館森林公園線メロディー大橋、明和古岸線明和橋、新栄若園線新栄橋、夕日ヶ丘2号線、美宇太陽線)	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	○道路路面性状調査事業 舗装路面 N= 14路線	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	○第1号線外道路改良舗装工事 本工事 L = 330m W = 5.5m (7.5m) 第1号線・北星5号線 ※国費率 63.25% (日高自動車道厚賀静内道路事業関連)	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	○東泊津新冠線道路改良舗装工事 本工事 L = 510m W = 5.5m (7.5m) 東栄11号線から新冠堤防線まで ※国費率63.25% (日高自動車道厚賀静内道路事業関連)	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	○緊急自然災害防止対策事業 朝日古川佐伯線・泉神社大森線、道路施設補修ほか	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	○橋梁長寿命化事業 実施設計、N=3橋、節婦仲通線（潮見橋）、東川線（月見橋）、明和新栄線（有明橋）、N=4橋 節婦市街地線（節婦小橋）、美宇若園線（暁橋・美園橋）、節婦水源池線（節婦3号橋） ※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	○橋梁長寿命化事業 実施設計、N=4橋、里平太陽線（高陽橋）、東川線（曙橋）、大節婦線（弥生橋）、里平塚本富里線（富里橋）本工事 N=3橋 節婦仲通線（潮見橋）、東川線（月見橋）、明和新栄線（有明橋） ※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	○橋梁長寿命化事業 実施設計、N=3橋、共栄3号線（共栄2号橋）、里平太陽線（岩見橋）、泉高岡佐々木線（響橋）本工事 N=4橋 里平太陽線（高陽橋）、東川線（曙橋）、大節婦線（弥生橋）、里平塚本富里線（富里橋） ※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	○橋梁長寿命化事業 実施設計、N=6橋、第2号線（豊洋橋）、大節婦線（村口橋）、美宇若園線（静香橋）、美宇1号線（拓光橋）、明和新栄線（開明橋）、高江トキンッ線（トキンッ6号橋本工事）、N=3橋、共栄3号線（共栄2号橋）、里平太陽線（岩見橋）、泉高岡佐々木線（響橋）本工事※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	○橋梁長寿命化事業 実施設計、N=1橋、芽呂沢太陽線（中地橋）本工事、N=6橋、第2号線（豊洋橋）、大節婦線（村口橋）、美宇若園線（静香橋）、美宇1号線（拓光橋）、明和新栄線（開明橋）、高江トキンッ線（トキンッ6号橋）※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(2) 農道	○道営農村整備事業 （東泊津地区）農道・集落整備 農道路盤改良	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	●地域公共交通運行事業 ①地域公共交通活性化協議会負担金 ②新冠町AIオンデマンドバス「メロデ ィー号」運行 (町内…定時定路線1便/2台・AIオン デマンド運行5便/日・新ひだか町医 療買物支援便2便/日)	新冠町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	●生活路線維持事業 ○生活路線維持費補助事業 道南バス日高沿岸線(1日4便(2往復)) に対し、運行欠損額の一部を補助する ことで、地域幹線となるバス路線を確 保する。	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

13. 道路

(1) 現況と課題

- 本町は町道約256km、林道約32kmの実延長合計約288kmもの道路を維持管理しており、道路改良や補修などの維持管理事業を計画的に推進しています。【建設水道課】
- 道路は生活に最も欠かせないインフラの一つですが、気候や交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、町全域を網羅していること等から個別の状況把握が難しい施設でもあります。【建設水道課】
- 幹線道路網は整備水準が高い状況にありますが、今後も現在の水準を維持するためには、維持管理の更なる効率化と整備路線の選択かつ重点化が必要となります。【建設水道課】

(2) 管理の基本方針

- すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。【建設水道課】
- 日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。【建設水道課】
- 点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。【建設水道課】

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

本町は、新冠町簡易水道と2地区の専用水道により水道水を供給しており、令和6年度末で普及率が97.7%(専用水道含む)、給水人口4,854人、一日最大給水量2,772 m³/日となっている。

施設整備については、道営農業農村事業により農村部の水道施設及び配水管などの老朽管の更新を予定している。

今後も、安全でおいしい水を安定供給するため、水道未普及地域の解消と施設の更新や改修、管路の漏調査等を実施し、有収率の向上に努める必要がある。

② 下水道・排水施設の整備

《公共下水道施設》

本町では、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を目的として、平成5年度から下水道事業を進めてきたが、管渠整備もほぼ完了し、今後においては、引き続きポンプ場、マンホールポンプ所のストックマネジメント計画を基に機械、電気設備の長寿命化及び更新を行う予定である。今後も町民への普及啓発に努め、水洗化率の向上を図っていく必要がある。

施設の維持管理は、管路等の点検を従来どおり計画的に行い、不明水等の対策及び破損等の修繕に努める必要がある。

③ ごみ処理・リサイクルの推進

本町では、ごみの減量化について各種取り組みを進めているが、近年ごみの種別が多様化し処理方法に苦慮している一面がある。

リサイクル意識の高揚を図るため自治会などの各種団体が取り組むリサイクル活動を奨励しているが、近年は少子高齢化もあり団体数及び回収活動が減少している。

町民の理解と協力をより一層求めるため、適正な周知を随時行う必要がある。

④ 消防・救急の強化

ア. 火災予防の推進

現在の住宅は室内の気密性を高めており、家材として使用されている物品に化学繊維等が多く使用されていることから、火災発生時には一酸化炭素を多量に含んだ煙を発生させ滞留することや、太陽光パネル及び変電設備、蓄電池設備の普及など、火災の様態は複雑となっている。

全国的に放火を原因とする火災も多く、火災の発生及び焼死事故の潜在的危険性は一段と強まっていることから、火災の発生を未然に防ぎ、火災による被害の軽減に努める必要がある。

イ. 消防体制の充実

近年、全国的に多様化・大規模化する災害や事故に迅速・的確に対応するため、消防力の充実強化を図る必要があるが、また市街地の開発や立地条件などを踏まえ、適切な消防水利の整備が求められる。

地震や風水害をはじめとする大規模な自然災害等への対応力を強化するため、消防団の体制整備が求められている。

ウ. 救急・救助体制の充実

救急出動件数・搬送人員とも増加しており、重症以上の傷病者の割合も全国平均値を上回っている現状である。増加する重症傷病者に対し、さらなる救命率の向上が求められている。

⑤ 防災対策の強化

本町は、昭和から平成にかけて大雨や大地震などの大災害に見舞われ、多くの犠牲者や被害が発生している。また、近年発生している集中豪雨や気象変化などにより、毎年のように農業、土木被害が発生している。

自然災害から住民の生命・身体・財産を守るためには、迅速で正確な情報の収集と発信が重要であることから、関係器材や設備の整備と併せて、地域と一体となった情報伝達体制の確立について、一層の取り組みが必要である。

また、降雨時の被害を最小限に食い止める治山・治水事業の積極的な推進が極めて重要となっており、日常における治山ダムや用排水路の維持管理を励行するとともに、溪間工や山腹工などを新設する治山事業については、施工主体となっている国や北海道に対する積極的な要請行動が必要である。

⑥ 住環境の整備

本町が管理している公営住宅は 327 戸、政策空家を除く入居率は 95.0%と高い水準で推移している。

今後の公営住宅の整備は令和 4 年度に策定した新冠町住生活基本計画の一部となっている公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善を進める必要がある。

また、少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、子育て世代、単身者、高齢者用等多様なニーズへの対応が求められているとともに、高齢者、障がい者等が安全で快適に住むことができるバリアフリー化等の改善も必要である。

さらに、まちの将来や公営住宅の役割を見据えた上で、適正な管理戸数を検討する必要がある。

⑦ 火葬場・墓地の維持管理

施設全体の美観に努めているが、全体的に施設の老朽化は否めないため、将来的に施設整備及び改修が必要である。

近年は墓の維持管理が困難という理由から、新規に墓を建立される方や継承する方が減少傾向となり、町外の納骨堂や町合葬墓へ転換するニーズが高まっている。

⑧ 交通安全の強化

交通安全意識の高揚を図るべく、新冠町交通安全推進委員会を主体とした様々な活動により、本町における交通事故死傷者は減少していることから、継続した取り組みが必要である。

(2) その対策

① 水道の整備

- 安全で安定した水道水の供給と水道未普及地区の解消及び老朽施設の更新を図る。
- 浄水場、配水管等の維持管理を計画的に推進する。

② 下水道・排水施設の整備

- 水洗化率の向上と施設の計画的な維持管理により、公共用水域の保全と健康で快適な生活環境の実現をめざす。
- 下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正な処理による環境衛生の向上をめざす。

③ ごみ処理・リサイクルの推進

- 多様化するごみの分別・処理方法について、町民のニーズも踏まえ、日高中部衛生組合などの関係機関と連携し対応策を講じていく。
- リサイクル意識の高揚を図る取り組みは、参加団体が減少傾向しているものの継続が肝要であることから、引き続き協力を求め活動を促していく。
- ごみの減量化やリサイクル活動の推進には、町民の理解と協力が必需であることから、適正な周知を随時行いごみの不法投棄防止の呼びかけも含め活動を促していく。

④ 消防・救急の強化

- 焼死事故防止を図るため、防火査察等を通じて住宅防火対策の強化を促進する。
- 消防施設・車両・装備の計画的な更新を進めるとともに、住民の生活を災害から守る。
- 住宅密集地の消火栓や耐震型防火水槽の増設など適正な水利の確保をめざす。
- 大規模災害などに備え、消防団員の防災訓練や防災に関する研修会等への積極的な参加を促進するとともに、地域住民や企業と協力し消防団員入団を促進する。
- 高規格救急車・高度救命処置用資機材を更新するとともに、救急救命士の増員を図り、救急隊員の育成を推進する。
- 救助用資機材等の整備・更新を図るとともに、救助隊員の育成を推進する。
- 救急講習会を開催し、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進する。

⑤ 防災対策の強化

- 町民の生命・身体・財産を災害から守るとともに、被害を最小限に抑え、安全で安心に暮らすことのできるまちをめざす。
- 自治会（自主防災組織）などの地域ネットワークを活かした防災・減災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大雨、大地震などの大規模災害時に対応できる消防団等の組織強化など、地域で主体的に機能する防災・減災体制の構築を図る。
- 適切な避難場所への誘導対策の検討や迅速な情報伝達体制を強化する。
- 国・北海道・近隣自治体及び民間団体と連携しながら、常に防災・減災対策及び国民保護対策など危機管理体制の改善を図る。

- 保安林のきめ細やかな指定や適正な管理及び治山事業による森林の整備・保全を推進し、山地災害の防止を促進する。
- 施設の適正な維持管理を行い、「予防行政」の観点から災害の未然防止及び減災に努め、災害が発生した場合は、自然環境に配慮した工法で速やかな復旧対応を図る。
- 高度情報無線を活用した防災対策を推進する。

⑥ 住環境の整備

- 町民が安心して暮らすことができる、まちづくりや地域活性化に寄与する住まい・環境づくりを推進する。
- 町内において、誰もが良質な住宅を確保できる住宅ストックの形成を図る。
- 新冠町住生活基本計画に基づき、民間企業と連携しながら、快適でゆとりある住まいと環境づくりをめざす。

⑦ 火葬場・墓地の維持管理

- 今後も施設・設備の適正な維持管理を図り、あわせて施設の更新についても近隣町との広域運営の検討を進めていく。
- 霊園墓地の適正な管理と環境の整備を進める。
- 生活様式や社会環境の変化などを踏まえ、新たな墓地等の整備方針及び合葬墓について検討を進める。

⑧ 交通安全の強化

- 主体となる交通安全推進委員会に必要な支援を行い、交通安全運動、街頭指導、交通安全教室などの実施とともに交通安全対策の充実を図り、継続した活動により交通事故死ゼロをめざす。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	○農村整備事業 (営農飲雑用水施設整備事業) (新明地区) 営農用水施設 施設更新ほか	新冠町	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	○簡易水道施設整備事業 (西泊津地区) 実施設計、配水池、 ポンプ場、送配水工事ほか	新冠町	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	○簡易水道施設維持管理事業 計装機器更新、ポンプ分解整備、消火栓 更新、メーター器交換、集中管理システム 通信装置改修ほか	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	○下水道施設整備事業 マンホールポンプ所機械・電気設備 実施設計、改築工事、全体・認可計画変更、ストックマネジメント計画策定（3期）ほか	新冠町	
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	○管路施設維持管理事業 調査清掃管理（5年以上経過した管路が対象）	新冠町	
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	○合併処理浄化槽設置整備事業 5人槽（通常）、7人槽（通常）、5人槽（定住）、単独転換宅内配管工事ほか	新冠町	
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	○高規格救急車（日産）更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	○小型動力ポンプ付積載車更新 （第3・第4、第5分団（消防用ホース40本含む））	消防組合	
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	○資材搬送車更新 （消防署新冠支署・第5分団太陽）	消防組合	
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	○指令車更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(6) 公営住宅	○町営住宅内部改善事業 （東栄団地1～5号棟外部改修工事） 外壁等整備一式 上水道設備、共用部照明及び外灯LED化、外壁塗装の更新	新冠町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 環境	●街路灯整備・運営費補助事業 新設・改良整備費、運営費、街路灯LED化促進事業にて、電気料の負担軽減及び防犯、交通事故等の軽減を図る。	新冠町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	●雨量監視システム情報提供・運用管理委託事業 町内7箇所に設置した雨量計により、町内全域の雨量情報がインターネットを介し、リアルタイムで観測できるシステム。	新冠町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	●防災行政無線設備保守点検委託事業 防災行政無線固定系定期保守点検及びJアラート保守点検事業	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	●災害情報等一斉配信事業 登録制メール、携帯電話キャリアが提供する緊急速報メール、SNS、LINEなどの多様な情報伝達を利用した一斉配信システムにより、災害情報の伝達を行い、住民の迅速な避難を促すことで住民の生命を守るもの。	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○災害用備蓄品整備事業 災害に備え、非常食や災害用品の購入を行う。	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○日高中部消防組合負担金 本部・支署分の負担金	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○補助小規模治山事業 床固工一式ほか	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○ごみ減量化対策事業 ①町内団体及び回収業者に対するリサイクル活動支援、ごみの減量及び資源の有効活用の促進 ②指定ごみ袋 ごみ収集運搬委託 警告シール作成 小売店販売委託	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○日高中部衛生施設組合負担金 日高中部環境センター（ごみ処理）及び日高中部クリーンセンター（し尿処理）各運営施設に対する本町負担金	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○霊園・霊葬場管理事業 人体・小動物の火葬及び霊葬場管理業務委託、霊園等維持管理業務委託	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○緊急自然災害防止対策事業 比宇川・受乞川・勝山川・万揃三号川・芽呂川	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○緊急浚渫推進事業 比宇川・里平川・外普通河川	新冠町	
5 生活環境の整備	(8) その他	○緊急自然災害防止対策事業 美宇地区明渠排水鎌田地先、若園地区明渠排水成田地先、明渠排水補修等	新冠町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

15. 簡易水道施設

(1) 現況と課題

➤水道関連施設は順次設備の更新や改修を実施しており、機能的に問題がない状態を保っています。

【建設水道課】

➤新冠地区、節婦地区の管路更新事業はほぼ完了しています。現在、管路更新事業においては、山間部をメインに道営の営農用水事業にて老朽管の更新を図っております。また、過去に地区水道であった箇所からの漏水をどのように解消していくかが課題となっています。【建設水道課】

➤水道施設は町民の生活を支える重要なライフラインであるため、今後の施設及び管路の維持管理に向けた修繕の計画的推進のほか、耐震化も含めた施設改良への取組が必要となっています。【建設水道課】

(2) 管理の基本方針

➤公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。【建設水道課】

➤維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。【建設水道課】

➤水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の更新においては耐震化を行い、安定した運用を推進します。【建設水道課】

➤日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。【建設水道課】

➤点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。【建設水道課】

16. 下水道施設

(1) 現況と課題

➤新冠町下水道ストックマネジメント計画に従い、ポンプ施設中心に機械・電気設備の長寿命化及び更新を図ります。【建設水道課】

➤供用開始より25年経過し、管路施設の老朽化が見受けられ、特に降雨時の不明水の増加が今後の課題です。【建設水道課】

➤下水道施設は町民生活を支える重要なライフラインであるため、今後の施設及び管路の現状把握のため管路TVカメラ調査を計画的推進してまいります。【建設水道課】

(2) 管理の基本方針

➤公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。【建設水道課】

➤維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。【建設水道課】

➤日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。【建設水道課】

➤点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。【建設水道課】

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

高齢化率の上昇に伴い地域包括支援センターへの相談件数が増加し、要介護状態に至っていなくても日常生活において支援を要する高齢者も多く、多様化するニーズに対応できるよう「共助・公助」に加え、「自助・互助」の役割を重視した取組みが求められている。併せて、高齢期にあっても支援を受ける側となるばかりではなく、地域の担い手として社会参加できる仕組みが求められている。

単独世帯や核家族世帯の増加により、介護が必要となった場合、その世帯だけで支えていく力は低下していくことが予測される。そのため、地域においてだれもが安心して暮らせる体制づくりとして、生活支援サービスの展開が重要となる。

また、軽度介護認定者の重症化防止や要支援・要介護へ移行することを防ぐには、生活習慣病の重症化予防や生活機能の低下を防止する取組みを一体的に実施していくことも必要である。

居宅サービスや施設サービスの質・量の確保は重要課題であるが、高齢者施設等の職員の人材不足は深刻化しており、安定したサービス提供を行うための人材の確保や養成に努めることが必要である。

津波等の浸水想定区域にあり老朽化が進む特別養護老人ホームの移転改築に向け検討している。

② 障がい者福祉

障がい者福祉に関しては、平成 18 年から「障害者自立支援法」（現 障害者総合支援法）が施行され、サービス体系の一元化が図られると同時に、就労支援などの地域への生活移行が進められている。

障がいのある方々も安心して輝きながら地域生活を送れるよう、平成 18 年に「第 1 期障害福祉計画」、平成 19 年に「第 1 期障害者基本計画」を策定し、令和 6 年からは「第 4 次障害者基本計画」「第 7 期障害福祉計画」「第 3 期障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりを推進することとしている。

今後は、障がい者の地域移行に向けた支援や相談体制の充実に加え、乳幼児期の障がいの早期発見などの強化を図る必要がある。

③ 保 健

市民の健康増進に資する保健事業に関して、必要な専門職員の配置を行い、年代やライフステージに応じた各種検診活動や保健指導・健康相談等の実施のほか、30 歳代の若い世代の健康にも焦点をあて、若年層からの生活習慣病改善のための活動の充実などを図っている。今後は、こころの健康づくり推進のため、メンタルヘルス対策にも重点を置いた活動の推進が求められている。

また、妊娠期から出産・子育て期にわたり、母親学級や家庭訪問、乳幼児健診などによる育児支援の充実を図り、安心して出産育児ができる環境づくりを進める必要があることから、子どもが健やかに成長・発達していけるよう関係機関が有機的に連携と協力ができる体制の構築が求められている。

健康に関するあらゆる相談窓口の一元化による一体的な支援活動が必要とされるため、保健センター機能の充実が求められている。

④ 児童福祉

認定こども園ド・レ・ミは「幼稚園」、「保育園」、「子育て支援」の3つの機能を併せ持ち、就学前の子どもの教育及び保育を提供するとともに、育児に関する相談業務を行うなど、子育てに関する一体的な施設として取組みを進める必要がある。

子育て環境の充実を進める施策により、年々未満児（0～2歳児）の入園率が増加する中、保育教諭等職員の増員を図るなど安全安心な園運営の推進が求められている。

また、音楽や体力づくり等を特徴とした幼児教育の推進を図るとともに、小学校への接続を意識した連携事業の実施や身につけたい力を保護者とも共有しながら、各学校等と連携した地域の幼児教育施設としての充実が求められている。

また、学童に対する子育て支援として、児童館における預かり環境の充実が求められている。

少子化の進行が著しく、子育てに関する環境が大きく変化しており、共働き世帯の増加に伴う多様な支援が求められている。このことから、子育て支援センターでは、育児不安に悩む保護者同士の交流機会を充実させるとともに、子育て家庭への情報提供や相談機能の充実が求められている。

少子化対策として、子育て世代の経済的負担が叫ばれている昨今、児童手当等の基本的な給付に加え、町独自に支援策を講じた負担軽減を図っている。

高校生以下の医療費無償化により子育て世代の負担軽減に寄与しており、今後も助成の維持が求められている。

児童虐待が社会問題となっている中、多くの関係機関と連携を密に図り、虐待に限らず養育支援が必要な家庭についての対応など、専門的な知識が求められている。

本町では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳幼児期から対象世帯に切れ目のない支援事業を展開しているが、共働き世帯の増加に伴う安定的な保育施設の提供や、多様な問題を抱える子育て世帯からの相談に対応するための地域資源含めた支援の不足等、様々な課題が現状にある。

令和6年度に現状の課題に対応するため、これまでの事業計画を評価・検証し、令和7年度から新たな第3期の計画をスタートしている。

⑤ 低所得者福祉の充実

物価高騰の影響もあり、低所得者世帯含め生活困窮者からの相談件数は増加傾向にある。

⑥ アイヌ政策

歴史的背景もあり、支援策として国の制度を活用し、各種事業を展開しているが継続した取り組みが今後も求められる。

(2) その対策

① 高齢者福祉

○高齢期の心身の健康保持増進と介護予防の推進を図る。

○高齢者のいきがづくり・社会参加の機会を推進する。

- 地域で安心した生活を継続するための取組みを継続する。
- 地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、高齢者の暮らしを支える支援体制を充実させる。
- 生活支援サービスの充実を図る。
- 高齢者施設の整備及び運営体制の充実を図る。

② 障がい者福祉

- 障がいの種類、程度にかかわらず快適な生活や生きがいを持てる社会活動が営めるよう、環境づくりや意識づくりを推進する。
- 専門職員の訪問を強化することで、相談支援・健康指導機能を充実させ、サービスの調整を強化することで、在宅生活の向上を推進する。
- 乳幼児・児童期における障がいの早期発見・相談を充実させ、養育環境の整備を図る。
- 障がいのある方の就労相談や就労機会の創出を進め、自立生活を支援する。

③ 保 健

- 母子保健に関する施策の充実にも努め、安心して子育てできる環境づくりを推進する。
- 個々の年代や生活環境に対応した各種保健事業をより一層推進するための体制を構築する。
- 若年層からの健康管理や健康づくりの意識を啓発し、心身ともに健康でいきいきとした町民生活を促進する。
- 各種健康診断の受診を促進し、疾病の早期発見及び疾病予防の施策を進め、町民の健康維持と医療費の抑制を図る。

④ 児童福祉

「第3期新冠町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次の施策の方向性に沿った事業の推進を図る。

- 地域における子育て支援体制の充実
- 子育て世帯への経済的支援
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実
- 子どもの放課後の居場所づくり
- 子どもや母親の健康の確保
- 小児医療・思春期保健対策の充実
- 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保
- 認定こども園・小学校の連携
- 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備
- 子どもの安全の確保
- 子育てを支援する生活環境の整備

⑤ 低所得者福祉の充実

○生活困窮者からの相談は多種多様なため、必要に応じ関係機関につないでいくなど事業展開を図る。また、国が設ける支援事業にも積極的に取り組んでいく。

⑥ アイヌ政策

○アイヌの人々の安定した生活と誇りが尊重される社会の実現を図るため、事業継続が必要であり、アイヌ協会と協議を進めながら、必要可能な事業を展開していく。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	○老人ホーム等改築整備事業 定員特養50床、ショートステイ10床、デイサービス18名の施設整備のための実施設計費用	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●子ども医療費助成事業 高校卒業までの乳幼児、児童、生徒が医療機関を受診した際の医療費のうち、保険診療の範囲で自己負担分を助成する。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●認定こども園通園バス運行委託事業 通園バス2台の運行	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●寿バス（無料バス）事業 無料バス券交付（路線バス）	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等買い物支援事業 新冠町商工会が行う、外出困難な高齢者等に必要な食品などの受注販売及び移動販売事業に対し補助するもの。	運営協議会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町寿入浴事業 70歳以上～年36枚、障害者～年36枚	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●地域生活支援事業（移送サービス） 通院困難な障がい者の送迎を行う移送サービス事業を新冠町社会福祉協議会へ業務委託することにより、障がい者の通院手段を確保するもの。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等生活援助事業業務委託 介護保険や障がい者への居宅介護（ホームヘルプ）等の業務委託。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業 在宅者（児）の通院・通園時のハイヤー利用に助成。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●ふれあい夕食事業 調理が困難な高齢者等に対する夕食の宅配（毎日）	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●緊急通報システム端末電話機設置事業 健康状態や日常生活動作に支障のある高齢者等に対する緊急通報システム端末電話機の貸与。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	●伝染病予防接種事業 4種混合・2種混合・風疹・麻疹・BCG・インフルエンザ・肺炎球菌・日本脳炎 等	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	●乳幼児等保健相談事業 乳児健診・1か月検診・1歳6ヶ月児・3歳児健診・5歳児健診・フッソ塗布・離乳食教室・おやこの料理教室	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●新冠町不妊治療費助成事業 不妊治療費助成・不育症治療費助成	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●妊娠期出産時支援事業 妊婦相談・妊婦健診・産婦健診・母親学級・妊婦健診交通費助成・出産時等宿泊費助成・妊婦情報登録制度（にかっぷママさぼーと119・ハイヤー）・新生児聴覚検査費用助成	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●地域保健対策事業 成人健康相談・訪問指導生活習慣病予防事業（からだリセット講座）・保健介護一体的実施	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○新冠町交通安全推進委員会補助金 新冠町交通安全推進委員会に対する補助金	新冠町交通安全推進委員会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○重度心身障害者医療費給付事業 重度心身障害者が医療機関を受診した際の医療費のうち、保険診療の範囲で自己負担の一部を助成する。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○ひとり親家庭等医療給付事業 ひとり親家庭の母又は父及び児童が医療機関を受診した際の医療費のうち、 保険診療の範囲で自己負担の一部を助成する。	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○訪問看護ステーション運営委託事業 会費 700千円、交通費助成 22千円	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○日高中部広域連合負担金 構成町負担金 (令和8年4月1日より日高中部衛生 施設組合と統合)	日高中部 広域連合	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○老人福祉施設措置費負担事業 入所者1名	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○障害児通所支援事業利用料金助成 保護者負担金の全額助成。 (義務教育期間のみ)	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○自立支援医療（更生、育成、療養）給付事業 身体障がい者（児）の障がいの除去・ 軽減のために必要な医療の給付。	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○障害者自立支援事業 障害者総合支援法に基づく障がい者介 護給付及び障がい児通所給付。	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○障がい者の相談支援事業 法改正による更なる相談支援体制の 整備	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○新冠町子ども発達支援センター事業 心身に障がいのある児童等に対する支 援。 (社会福祉法人へ運営委託)	新冠町	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(9) その他	○障がい児（者）支援体制整備事業 在宅児（者）への発達支援専門員・作 業療法士の派遣。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○自立支援補装具給付事業 身体障がい者の失われた部位・機能を補うための補装具給付	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○地域生活支援事業 (コミュニケーション、移動支援、日中一時、地活センター、日生具)	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○地域包括支援センター事業 地域包括支援センター職員（センター長、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、事務職員）の人件費、活動経費	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○成人の検診事業 特定健診・各種がん検診・肝炎ウイルス検査・エキノコックス症検査・脳のMRI検診	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○認定こども園給食業務委託事業 0～5歳児（定員165名）～完全給食、おやつ／年間保育日数287日	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	○認定こども園通園バス更新事業 通園バス1台 661号車の更新 (ハイエース 大人4人、園児18人乗)	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

7. 保健・福祉施設

(2) 現況と課題

➢ 養護老人ホーム恵寿荘は建築から40年が経過し、屋内配管や高圧受電設備の老朽化、屋上排水の腐食により雨漏りが発生するなど、築年数相応の修繕が必要となっておりますが、ボイラー等の大型設備は更新しており、適宜修繕を図りながら運営しています。【恵寿荘】

(3) 管理の基本方針

➢ 保健・福祉施設として町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。【施設全体】

➢ 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法に必要な修繕を行います。【施設全体】

➢ 点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。【施設全体】

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

新冠町立国民健康保険診療所は、地域住民の日常生活に密着した疾病の予防・初期治療・機能訓練を一体化した診療体制の構築・維持に努力を続け、町立の診療所として多くの住民にこれまで以上に必要とされ、存在意義のある医療機関をめざし、休止を得て再開した入院病床の確保及び休日夜間における救急外来患者の受入体制を継続している。

地域住民の「かかりつけ医療機関」としての役割を果たすべく、常勤医師の内科診療体制のほか、専門外来として整形外科診療及び循環器診療、泌尿器診療を出張応援医師の協力を得ながら、地域に即した診療体制をこれまで同様に継続し、基幹的医療機関としての役割を担っている。

施設が建築後50年以上経過し老朽化が著しいが、今後予定されている閉所までの間、適切な施設等の維持管理を行い、診療業務を継続していく。

(2) その対策

○当診療所に求められる役割の一つである町民の健康管理業務について、健康診断等の受入れ体制を維持し、今後も予防事業の推進に取り組む。

○道内各医療機関からの出張応援体制を今後も継続し、診療体制づくりを今後も取り進める。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●診療所運営事業(医療等確保対策事業) ○平日診療、休日、夜間の救急体制受入体制維持経費 出張応援医師報酬(日当、日直、当直料、交通費)、医師出向負担金 町内唯一の医科医療機関であり、入院病棟を維持しながら年中無休の救急外来患者の受入れを継続している、へき地医療機関施設の継続は町民からの高い要望事項である。 高齢者が多い地域性もあり、かかりつけ医療機関、介護施設等の医療対応施設としての役割を担っている。	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

8. 医療施設

(2) 現況と課題

- 医療新冠町立国民健康保険診療所は、老朽化により雨漏り箇所が出ているほか、配管の劣化が進んできています。【国保診療所】
- 医師住宅は常勤医師の住居や応援医師の宿泊施設として利用しています。経年劣化により建物は老朽化が進んでおり、必要に応じた修繕を実施しながら施設を維持しています【国保診療所】

(3) 管理の基本方針

- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、現行施設は継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。【国保診療所】
- 建物の安全性を継続的に確保するため、老朽化に対し適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。【国保診療所】
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕・改修及び機器の交換は予防保全を基本とします。【国保診療所】
- 医師に対し安全で快適な住環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。【国保診療所】

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① レ・コード館での生涯学習の充実

レ・コード館は、本町が掲げている「レ・コードと音楽によるまちづくり」の基本理念に基づき、その象徴施設として平成9年に開設された。

レ・コード館の名称は「レ・コード/RE・CORD」と表記し、REは、その頭文字からなるリターン（帰る）、リメンバー（思い出）、リラックス（くつろぐ）、リフレッシュ（回復）などの言葉を指し、CORDはラテン語の「心」という意味で、「レ・コード」は、「大切な心に帰る・心の再生」、「やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」など大きな意味の広がりを持つ言葉（造語）として、本町が生み出した言葉であり、生涯学習を含む本町の社会教育の推進には『RE』の精神を意識して展開している。

開設以降、本町のまちづくりの中心施設として、社会教育活動をはじめ、町民個人及び各団体の学習活動、文化活動を実践する場所となっており、本町の生涯学習の拠点施設として、乳幼児期から高齢期に至るまで、幅広く町民が学ぶ場所として学習機会をソフト面、ハード面から支える施設となっている。

館内に併設する図書プラザにおいても、生涯学習拠点としての機能性を有するとともに、子育て支援の施設として読み聞かせスペースを確保するなど、町民の居場所づくりにも貢献している。

町民の読書環境としては、1人当たりの図書プラザの蔵書数は、北海道内の施設と比較すると高く、音楽や競走馬の蔵書など特色のある図書を整備しているが、活字離れにより利用者及び貸出し数が減少傾向にある。

今後も本町の生涯学習の中心施設であり続けることが必要であり、利用者の増加促進とともに、「『RE』の精神」という原点回帰に立ちながらも、多様化・専門化するニーズに常に対応した利用満足度の向上を図る必要がある。

② 社会教育事業の充実

ア. 高齢者教育

長寿社会となった現在において、高齢者が学習を通じて日々の生活に生きがいを持ち、自立した生活を送ることは、社会参加の機会が増え、地域社会の発展にも繋がっていくものである。

本町においては、『いきいき大学』事業を中心に、高齢者教育を継続的に展開しており、趣味的な内容や見聞を広めるための研修事業をはじめとし、保健福祉課と連携した心身機能向上に関する取組みのほか、培った豊かな知識や技術を次の世代に伝える機会も展開している。

参加者は、高齢者教育の充実した様々な学習活動などを通じて、楽しみながら健康で生きがいのある生活を送っている一方、高齢化の進展により対象者の年齢幅が広がり、画一的な事業展開では対応が難しい状況も発生しているため、事業の工夫が必要となる。

イ. 成人一般・女性等教育

多様で複雑化する課題を克服し、地域に安心して住み続けられる環境づくりを進めるため、生涯学習を通じた学びを活用することにより、行政とともに町民自らが担い手として地域活動に主体的

に関わっていくことが求められている。

成人一般を対象とする教育については、これまでも学習機会の充実と多様化した学習ニーズに対応するため、各種講演会及び町内サークル等を活用した各種講座を実施することによって、町民の文化レベルと学習意欲の向上に努めている。

今後も、町民ニーズや地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、町民が地域活動に主体的に関わりをもてるよう事業の工夫・充実を図る必要がある。

女性教育においては、少子高齢化や生産年齢の減少等の社会変化の中で、地域社会において、女性の一層の社会参画が期待されており、特に、出産・育児等により離職した女性の就業支援や地域活動への参画を支援するための学習機会や情報提供が求められている。

本町の女性教育は、社会教育団体である『女性コミュニティ会議』が主体的に実施しており、この活動を中心に女性独自の学習活動の取組を実践している。

今後においても、成人一般・女性教育については、ニーズに応じた学習機会の充実、情報提供、指導者の育成と確保に努め、自主的・主体的な活動が展開されるよう条件整備を図る必要がある。

また、青年活動については、さまざまな課題に対する学習機会の提供や地域活動の推進に努めている。地域づくりへ積極的な参加を誘発するため、次世代のリーダーを育てていくため、町や各種団体等の連携を図り、将来の青年活動を担う中学生からのボランティア活動を推進することが必要となっている。

ウ. 社会教育施設

レ・コード館は、開設から20年以上が経過し、施設全体に経年劣化による小規模、大規模様々な修繕箇所が発生してきており、計画的な修繕、改修が必要である。

青年の家は、施設の老朽化、研修施設としての機能を十分に備えていない状況であることから、令和7年4月1日より宿泊棟を廃止している。なお、体育館は判官館体育館として運営している。

他の社会教育施設※についても全般的に老朽化が進んでおり、レ・コード館同様に計画的な修繕、改修が必要であるが、個別施設計画に基づき、施設の在り方や将来的な事業展開も同時に検討を進める必要がある。

※他の社会教育施設 ～ 町民センター・スポーツセンター・郷土資料館・陶芸館・
レ・コード館第2 収蔵庫・児童館

エ. 青少年の健全育成

思いやりと創造性豊かな青少年を育てていくためには、地域社会全体としての取組みが不可欠であるとの観点から、これまで家庭や地域、学校をはじめ、青少年健全育成委員会との連携を図りながら、学校教育の充実やさまざまな体験学習事業の実施、健全育成に関する活動への支援等を行ってきた。

しかし、いじめや不登校、家庭内暴力や児童虐待、少年犯罪の増加、低年齢化など、青少年を取り巻く環境の悪化は、依然深刻な社会問題となっていることから、本町においても核家族化や少子化が進行する中で、家庭、学校、地域が一体となり連携・協力してさらなる青少年の健全育成の取組みを推進することが求められている。

このため、学校教育や社会教育活動、そして保健、福祉など幅広い分野にわたる施策や家庭、学校、地域が行政と一体になり、地域で子どもを育て、見守り、青少年の健全育成に取り組む環境を

整え地域の教育力向上を進める必要がある。

オ. 家庭教育の充実

家庭は全ての教育の出発点であり、子どもの教育や人格形成に多大な役割を占めている。近年では少子化の進展により家庭を取り巻く環境も著しく変化しており、家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭教育の充実を図ることが必要である。

効果的に家庭教育力の向上を図るためには、安心して子育てができる地域づくりを進める必要がある。学校・家庭・地域・行政が連携し、地域で子どもを育てるための事業を推進することやその方策について検討する必要がある。

③ 学校教育の充実

ア. 信頼される学校づくりの推進

児童生徒を健やかに育てるための教育環境づくりには、学校が地域と一体となって子どもたちを育む環境が必要であり、地域と学校の連携・協働の推進が求められている。

イ. 確かな学力の育成

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、人生を通して学び続ける力が求められており、主体的に判断・行動し、問題解決する資質や能力を含めた確かな学力の育成が求められている。

ウ. 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの健やかな成長のためには、充実した人生を送るための基盤となる健康の保持や体力の向上、豊かな情操や道徳心、他者への思いやりや自己肯定感などを育むことが求められている。

エ. 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、きめ細かな指導や支援が行えるよう連携する体制整備が求められている。

オ. 特色ある教育活動の推進

児童生徒の個性を生かし、その能力を伸ばすため、特色ある教育活動を展開していく必要がある。地域の実情、児童生徒の実態を踏まえ、地域社会や教育機関をはじめとする関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の推進が求められている。

カ. 教育環境の整備

安全で安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備の整備が求められている。

④ 生涯スポーツの推進

スポーツに親しむことは、体力向上に留まらず、爽快感、達成感、他者との連帯感など精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらす、心身両面にわたる健康保持増進に大きな役割を果たしている。

スポーツは「する」だけでなく「みる」、「ささえる」ことも含まれ、スポーツに親しむことで学校、関係団体、家庭、地域の交流が広がり町の活力になる。

今後も個々のライフステージに応じた多様な事業展開や、競技力向上及び子どもの体力向上の取組みを推進する必要がある。

(2) その対策

① レ・コード館での生涯学習の充実

- 「『RE』の精神」を意識しながら、象徴施設であるレ・コード館が町民の生涯学習活動に一層利用しやすいものとなるよう、各種関係機関が相互の連携を深め、運営の改善・整備を図る。
- 町民が生涯にわたって、自主的に学び続けることができる総合的な生涯学習推進システムの整備を図るとともに、学習機会の充実・体系化を推進する。
- 読書の推進を図るため、町民が利用しやすいレ・コード館に併設している利点を活かし、独自のソフト事業を社会教育事業とも連携を図りながら推進する。
- 図書システムの導入により、WEBサービスを利用した新刊情報の配信、予約受付を実施し、図書プラザの利用促進を図る。
- レ・コード推進事業と社会教育事業の融合を図り、多くの町民にレコードを活用した社会教育事業の提供を推進する。

② 社会教育事業の充実

- 町民一人ひとりが生涯にわたって、潤いと生きがいのある充実した生活が営めるような生涯学習の構築に向けて、多様な学習支援サービスの提供を進める。
- さまざまな世代がレ・コード館を利用、活用するためのきっかけづくりとなる社会教育事業を推進する。
- 社会教育の中核施設であるレ・コード館やスポーツセンターのネットワークを構築し、さらに他の社会教育施設や学校との連携により、充実した施設の有効活用と地域の力の向上を図る。
- レ・コード館を含めた社会教育施設について、適切な維持管理を進める。
- 人づくりに寄与する各種団体の自主事業等を支援し、また適正な団体活動についての指導を継続する。
- コミュニティ・スクール活動と連携した社会教育の推進を図る。
- 多種多様な主体との連携・協働の推進を図る。
- 少年期の教育の充実を図るため、放課後子ども教室や児童館運営事業等の充実を図る。
- 青少年が抱えるさまざまな問題に対し、関係機関との連携や支援を行うことにより、青少年の健全育成に取り組む環境を整え地域の教育力向上を図る。
- ジュニアリーダー育成を図るため、多様な体験型の社会教育事業を通し、未来を担う人材育成の推進を図るとともにボランティア活動の提供を推進する。

③ 学校教育の充実

- 保護者や地域から信頼される学校づくりのため、組織体制の強化や「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換を図る。

- 「育成をめざす資質・能力」を明確化した教育課程の編成を実施するとともに教育活動の質の向上をめざし、「教える」から「学ぶ」への転換を意識した授業改善を推進する。
- 子どもの健やかな成長を図るために、道徳教育の充実や体力向上の推進、読書活動推進、生徒指導と教育相談の充実により、豊かな心と健やかな体の育成を図る。
- 特別支援教育の充実のため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実、切れ目のない一貫した支援体制を確立し、関係機関と連携した早期教育相談と支援の充実を図る。
- 児童生徒の実情に応じて関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を推進する。
- 少子化や施設の老朽化が進む中、小中学校の教育課程の在り方を含め、ハード、ソフトの両面から将来を見据えた教育環境の整備を進める。また、教育委員会の組織力、活動力の充実を図る。

④ 生涯スポーツの推進

- 様々なライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツを親しむ場の確保を図る。
- 幼少期からのスポーツ機会を提供し子どもの体力向上の推進を図る。
- スポーツをみる・ささえる応援文化構築として、多種多様な主体との連携・協働の推進を図る。
- 少子化の影響から児童・生徒における団体スポーツ活動に支障が生じている。今後、広域的な子ども達のスポーツ環境の整備を含め検討する必要がある。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 教職員住宅	○教職員住宅改修事業 教員住宅の施設改修ほか	新冠町	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ ポート	○児童生徒輸送事業 老朽化によるスクールバスの更新	新冠町	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館自動ドア主要装置取替 (正面玄関外側)	新冠町	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館冷温水機及びポンプ 分解整備工事	新冠町	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館屋根防水工事	新冠町	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館第2収蔵庫屋根防水工事	新冠町	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館自動ドア主要装置取替 (正面玄関内側)	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館自動ドア主要装置取替 (図書プラザ)	新冠町	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 その他	○スポーツセンター改修事業 スポーツセンターの屋根、外壁の補修 工事	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○新冠町教育賞、教育奨励賞、農水新冠 賞 教育、文化、スポーツ活動の振興発展 に尽力した個人又は団体を表彰 第1次産業に関する絵画コンクール	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○学力・体力向上支援事業 教師用指導書・デジタル教科書の 購入・ICT機器活用支援	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○教育振興補助金 (部活動補助・検定料補助) 中学校部活動に係る大会参加経費及び 漢字・英語検定料の補助	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○各種団体補助金 各種団体補助金（学校経営研究会、教 育研究協議会、特別支援学級合同見学） 町内の各種教育団体への補助	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○奨学金貸付事業 高校、短大、専門学校、大学に入学す る学生等への奨学金の貸付	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○外国語指導助手招致事業 外国語指導助手 1名分	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○学校運営協議会運営事業 学校長、教諭、PTAなどが参加して、 一定の権限と責任を持って学校運営に 参画する制度。平成31年から開始。	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○小学校就学援助事業 (特別支援教育就学奨励事業) 特別支援学級に就学する児童の保護者 等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○小学校就学援助事業 (要保護準要保護児童援助事業) 経済的理由により就学が困難な児童の 保護者等に対する援助	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(5) その他	○中学校就学援助事業 （特別支援教育就学奨励事業） 特別支援学級に就学する生徒の保護者等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○中学校就学援助事業 （要保護準要保護児童援助事業） 経済的理由により就学が困難な生徒の保護者等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○高校生通学支援事業 新ひだか町の高等学校に就学する生徒の保護者に対する通学費の補助 （静内農業高校生通学支援事業） 旧静内駅から静内農業高校までの通学バス運行	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○教職員働き方改革事業 校務支援システム等の導入	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○学校給食事業 小中学生の児童生徒の給食費無償化・その他給食事業に係る需要費、役務費、委託料 ほか	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○図書プラザ図書購入事業 乳幼児から高齢者までの幅広い範囲の要望に応える蔵書の購入	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○新冠町放課後子どもプラン 放課後の子ども達が安全で健やかに過ごすことができる場所づくり	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○新冠町少年国内研修交流事業 沖縄金武町子ども会との交流	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○新冠町少年国内研修交流事業 沖縄金武町子ども会との交流 （受入事業）R10予定	新冠町	
8 教育の振興	(5) その他	○各種団体補助事業 スポーツ協会補助金（スポーツ少年団・スポーツ大会選手派遣事業含む） ・B&G海洋クラブ補助金・乗馬連盟補助金	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

5. 学校教育系施設

(2) 現況と課題

➤新冠小学校、新冠中学校はいずれも旧耐震基準の建物ですが、耐震改修工事を実施し、耐震性には問題のない状況となっています。経年劣化により建物や設備の老朽化が進んできており、随時小修繕で対応を行っていますが、将来的には建て替えの検討が必要になると考えられます。【管理課】

(3) 管理の基本方針

➤新冠中学校は、すでに建築から50年を経過していることから、今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、建て替えについて計画的に検討を進めます。【管理課】

➤学校施設は児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供し、また災害時には避難所としての機能を担うため定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。【管理課】

2. 社会教育系施設

(2) 現況と課題

➤聴体験文化交流館（レ・コード館）は、平成20年、21年度の2カ年で実施した外壁補修、屋根防水工事から15年が経過し、現在は外壁のひび割れや雨漏りが部分的に発生しています。また、冷暖房設備など開設当初からの設備も多く、機能低下が見られるほか、施設内の断熱効果も低下しており、展望塔のガラスサッシ交換を始めとした施設機能強化が必要となっています。【社会教育課】

➤第2収蔵庫は、旧新冠保育所として利用していた施設の内部改修工事を行い、アナログレコードや郷土資料館収蔵資料等の保管施設として利用しています。今後は、これまで修繕履歴のない屋根部分について、必要に応じて対応することとします。【社会教育課】

(3) 管理の基本方針

➤聴体験文化交流館（レ・コード館）及び新冠町郷土資料館は、社会教育施設として利用する目的の一方で、観光施設としての側面も併せ持っているため、利用者の安全面とともに、展示物を良好に保つための施設保全を今後も継続し、新冠町教育施設個別施設計画に基づき施設整備を進めていきます。【社会教育課】

➤施設を安全に利用できる状態に保つため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕・改修を実施します。【社会教育課】

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 地域活性化

本町の集落は、中心市街地を除く 26 の集落（自治会）からなっており、小規模集落が散在している。

各集落には、地域活動の拠点となるコミュニティ施設が配置されているが、人口減少や高齢化により利用頻度が低下している一方、施設の老朽化が進行している。

日常生活における防犯や防災、環境美化や地域福祉等生活諸問題の解決などは集落（自治会）が中心となっているが、近年の人口減少や少子高齢化の進行、高齢独居世帯の増加などを背景に活動や担い手の確保など、集落（自治会）間に格差が生じてきている。

また、小学校が廃校となった地域では、運動会等それまで地域一体となって取り組まれていた恒例行事が少なくなり、地域コミュニティ活動や地域間交流の機会が減少している。

このため、集落（自治会）の自主性・主体性を基本に平成 20 年度より導入した地域担当職員制度を充実させ、新たな地域づくりや、地域コミュニティとの連携により、地域活性化に取り組む必要がある。

なお、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保についても、持続可能な形態の確立が求められている。

② 町有地の利活用

令和 6 年度に本町市街地（北星町）における 48,000 m²の民有地を取得し、今後さまざまなまちづくり事業を同地で実施する計画にある。同地の取得は定住移住施策の 1 つとして推進したことから宅地分譲事業は実施計画の 1 つとして上げられるが、他事業については今後の協議による。

地域活性化の要所となる可能性があり、今後多面的に検討を進めるほか、同時期に推進される日高徳洲会病院の移転改築に係るインフラ整備と併せてまちづくり事業として一体的に整備を進める。

(2) その対策

① 地域活性化

○自らの地域をあらためて見つめ直し、課題解決に向けて積極かつ主体的に取り組む地域づくりをめざす。

○地域の新たな担い手づくりを推進する。

② 町有地の利活用

○令和 6 年度定住移住移住検討会議を契機に、新たに創出した町有地開発プロジェクトチームにて、利活用に係る検討を進めながら、関係部署、さらには財源確保に向けた調整を推進する。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●社会資本整備総合交付金事業 (住宅リフォーム助成) 住宅リフォームをする者に対して、改修費の補助する制度、及び期間内に中古住宅を取得し住宅リフォームをする者に対して改修費の補助する制度。(限度額1,000千円)	新冠町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援。	新冠町	
9 集落の整備	(3) その他	○新冠町自治会連合会実践活動補助事業 自治会連合会への補助	新冠町	
9 集落の整備	(3) その他	○地域コミュニティ活動支援事業新冠町内の自治会に対する補助制度	新冠町	
9 集落の整備	(3) その他	○集会施設整備事業 集会施設改修（外壁塗装ほか）	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

1. 町民文化系施設

(2) 現況と課題

- ▶ 町民文化系施設の8割が耐用年数を超過しており、経年劣化が著しい施設も多々あることから、最低限の修繕を実施しながら集会施設としての利用に支障がないよう維持をしていますが、屋根の葺き替えや外壁改修等の中規模修繕に関しては独自の修繕計画を策定しています。【町民生活課】
- ▶ 将来的には各地区の人口減少が想定され、合併等の自治会再編が進むことも考えられます。今後は、地域における集会施設の利用状況を考慮しながら、老朽化の進んだ建物の活用方法について検討を進める必要があります。【町民生活課】

(3) 管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。【町民生活課】
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。
今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。【町民生活課】

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 音楽文化事業

本町は「レ・コードと音楽によるまちづくり」の基本理念に基づき、さまざまな事業や活動を展開してきており、その象徴的な施設であるレ・コード館では、音楽を身近に感じ触れられることを重点に、独自の音楽文化活動を繰り広げている。

特徴的な取組みとして、昭和音楽大学との連携事業を実施し、高水準の音楽やその技術を幅広い年齢層に提供している。

その活動は、中学校吹奏楽部や町内外の音楽団体の技術向上に繋がっており、今後も、音楽総合大学との交流メリットを活かし、様々な音楽分野（ジャンル）を町民に提供し、音楽文化向上に努める必要がある。

また、若年層から音楽を楽しむことを目的に楽器体験講座を実施し、その講座がその後のレ・コード館ジュニアジャズバンド、中学校吹奏楽部の他、成人になってからも活動できる音楽団体もあり、継続した音楽活動に繋がっている。

NPO法人レ・コード館自主企画委員会は、レ・コード館機能を活かした音楽文化や舞台芸能を提供しており、過疎地域における本町であっても、高い文化水準の音楽文化活動を推進する上で重要な役割を担っている。これらの事業は、今後も高い音楽文化水準を維持するため、継続する必要がある。

② 芸術文化

生活や教育水準の向上、価値観の多様化などに伴い、質の高い優れた芸術や文化に接し、心の豊かさや潤いといった精神的、文化的な豊かさを求める動きが高まっているが、自ら生きがいや自己実現を求めて創造的な文化活動に参加する町民は、減少傾向にある。

レ・コード館等において、文化協会が中心となり、町民が主体となった様々な芸術文化活動が行われ、活動成果の発表の場として作品展や芸能発表会が行われている。

今後も、町民が優れた芸術や文化に触れる機会の充実に努めるとともに、町民の芸術文化活動を支援していく必要がある。

③ 郷土文化

郷土文化は、町民一人ひとりの心に宿る大切なものであり、ふるさと意識を醸成する上でも重要となる。

郷土資料館はその中核施設として、「資料収集」、「整理保存」、「調査研究」、「教育普及」、の4つの機能を充実させながら、郷土の歴史遺産や伝統文化の保存・継承・活用を進めてきた。今後も4つの機能の充実を図った郷土文化の推進が求められている。

④ アイヌ文化

新冠アイヌ協会・新冠民族文化保存会等による取組みにより、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会は一定程度あるものの、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により、文化伝承活動に専念する

ことができないなど、アイヌ文化の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

本町におけるアイヌ文化は、決して町民に広く普及しているとはいえない状況にあり、アイヌ文化を肌で感じることでできる機会を継続的に作っていくとともに、ここで暮らすアイヌ民族を含む住民が、日常的に、かつ違和感なくアイヌ文化を受け入れることでできる環境整備が求められている。

(2) その対策

① 音楽文化事業

- 「レ・コードと音楽によるまちづくり」にふさわしい事業の推進により、本町ならではの独自性と魅力ある社会教育の実現をめざす。
- 100万枚所蔵しているレコードを活用した『レコードコンサート』などの社会教育事業を充実させることで、レコード文化の継承とまちづくり理念の実践をめざす。

② 芸術文化

- 町民の芸術文化活動の進展に対応し、創造性が十分に発揮できる環境づくりや優れた芸術文化に触れる機会の充実と、町民の自主的な活動を支援する。

③ 郷土文化

- 地域への愛着やまちへの誇りを生みだす郷土の歴史遺産や伝統文化が次世代に受け継がれるよう、町民や団体等と連携しながら、保存・継承・活用を進める。

④ アイヌ文化

- アイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ継承していくとともに、多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化の発信を推進する。
- アイヌ関連の交流活動を活発化させ、創造的で魅力ある地域社会をめざすための拠点整備を進める。

(3) 計 画

(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	○新冠町アイヌ政策推進事業 アイヌ文化伝承事業(アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業)	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 地域文化振興	●音楽体験・交流事業 (レ・コード創造音楽事業) ①音楽創造体験事業 ②音楽団体演奏クリニック 高いレベルの音楽文化に触れることを目的に、昭和音楽大学と連携して各種事業を実施。 「レ・コードと音楽によるまちづくり」というまちづくりコンセプトを具現化する取組みとして、町民が高い音楽文化に触れる機会を創出し、レ・コード館という他町にはないホールを有する社会教育施設を中心に本事業を展開することで、幼少期から高齢期まで町民一人ひとりが音楽文化をより身近に感じ、造詣を深められる環境整備に繋がっている。	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	●自主企画事業補助金 (レ・コード創造音楽事業) レ・コード館を活用した音楽事業、NPO法人自主企画実行委員会に対する補助。当町の音楽文化の中心施設であるレ・コード館のホールを有効活用するには、行政主体では形での実施が望ましく、今後も優れた文化の振興発展には不可欠な事業である。 町民へ優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供を目的とし、町民自らが企画運営するため、文化振興の底上げに繋がっている。	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	●レコードコンサート事業 (レ・コード創造音楽事業) ①月1回レ・コードホールでの定期開催 ②町内福祉施設での出張コンサート 収集したレコードを有効に活用し、レコード文化の普及促進を図るため、アナログな音源を聴かせる機会の提供が必要。レ・コード館のPRに繋がっており、今後は収集レコードのさらなる有効活用が期待できる	新冠町	「レ・コードと音楽によるまちづくり」のコンセプトから、レコードを活用した事業は将来にわたり継続する。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	●レ・コード館ジュニアジャズバンド事業 子ども達に音楽の楽しさを伝え、青少年 の健全育成に資することを目的として結 成したレ・コード館ジュニアジャズバン ドに対する運営費の補助。 当町のまちづくりコンセプトである 「レ・コードと音楽によるまちづくり」 の持続的発展のために将来の新冠町を担 う子ども達が音楽に関わる必要がある。 音楽を身近に感じられる環境を整える上 で、聴くことにとどまらず演奏する機会 を提供することで、より深く音楽文化の 振興が図られる。	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3) その他	○子ども芸術劇場 園児（年長）、小学生に対する演劇鑑賞 事業	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3) その他	○文化振興施策運営奨励金 町内の美術館等の文化振興施設に対し奨 励金を交付し、施設の充実及び文化の振 興と活性化を図る	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3) その他	○判官太鼓保存会補助金 判官太鼓保存会補助金	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3) その他	○ふるさと歴史伝承活性化事業 エコミュージアム石碑、ふるさとの木、 伝説看板、野外展示等を通してなつかし のふるさと文化を後世に伝える	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3) その他	○郷土資料館整備事業 資料整理関係、資料館老朽箇所の修繕 ほか	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3) その他	○郷土資料館教育普及活動 ふるさと再発見講座、特別展・移動展 ほか	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

《以下「新冠町公共施設等総合管理計画（令和5年3月31日改訂）」より抜粋》

1. 町民文化系施設

(2) 現況と課題

- 将来的には各地区の人口減少が想定され、合併等の自治会再編が進むことも考えられます。今後は、地域における集会施設の利用状況を考慮しながら、老朽化の進んだ建物の活用方法について検討を進める必要があります。【町民生活課】

(3) 管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。【町民生活課】
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。【町民生活課】

2. 社会教育系施設

(2) 現況と課題

- 新冠町郷土資料館は、年次計画に基づいて屋根の葺き替え等を実施しており、建物は部分的な劣化は見受けられるものの、安全性機能性の問題はなく良好な状態に保たれています。【社会教育課】

(3) 管理の基本方針

- 施設を安全に利用できる状態に保つため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕・改修を実施します。【社会教育課】

12 再生エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

① 再生可能エネルギー

近年、再生可能エネルギーと自然環境との調和が課題となっている。特に自然環境が豊かな北海道においてはその傾向が強く、令和6年に「日高山脈襟裳十勝国立公園」が生まれた日高地方では、再生可能エネルギー（メガソーラー等）の整備には慎重な判断が必要となる。

今後は、ガイドライン、あるいは関係条例などの整備について町民の声を聞きながら取り組みを進めて行く必要がある。

② ゼロカーボンシティ

今や地球温暖化は世界的な問題であり、その影響から起こる気候変動から、世界各地において深刻な自然災害が発生している。2020年に国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指す宣言を行ない、北海道においても、再生可能エネルギーや森林資源などの地域資源活用、脱炭素化を図る「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げた。

本町も令和7年度「新冠町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定を契機に「ゼロカーボンシティ」宣言を行ない、今後は町民や事業者とともに2050年までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロとする目標を掲げ、様々な施策を行なう必要がある。

(2) その対策

① 再生可能エネルギー

○景観との調和や地域住民との合意形成も踏まえた再生可能エネルギーの利用に向けて慎重な検討を図る。

② ゼロカーボンシティ

○本施策は行政、町民、事業者が一体となって取り組む必要があるため、「新冠町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定が必要となるが、町の再エネ賦存量や各施策の実施に伴う効果、さらには他市町村の取り組みや実情を全体で共有しながら、実現可能で有益な計画内容とするため、地域を巻き込んだ取り組みを推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ●定住・移住促進事業 ○定住・移住促進制度（第3期） 住宅建設奨励金、引越し助成金、子育て支援金、利子補給金 ○定住・移住促進事業 お試し生活体験事業、移住促進住宅「ナナカマド」事業 ○中古住宅活用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①中古住宅取得補助金 ②中古住宅取得物件リフォーム補助金 	新冠町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ●町企業誘致促進事業 新規操業に係る事業の安定化を促進するための支援 地域へ企業を誘致することで、人口の増加、雇用の拡大、地域の活性化等の効果が見込めることから、積極的に推進する必要がある。 	新冠町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●町起業化支援事業 小規模事業者による起業化を支援 起業化を支援することで、雇用の拡大、地域の活性化等の効果が見込めることから、積極的に推進する必要がある。 	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通運行事業 ①地域公共交通活性化協議会負担金 ②新冠町AIオンデマンドバス「メロディー号」運行 (町内…定時定路線1便/2台・AIオンデマンド運行5便/日・新ひだか町医療買物支援便2便/日) 	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●生活路線維持事業 ○生活路線維持費補助事業 道南バス日高沿岸線（1日4便（2往復））に対し、運行欠損額の一部を補助することで、地域幹線となるバス路線を確保する。 	新冠町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	<ul style="list-style-type: none"> ●街路灯整備・運営費補助事業 新設・改良整備費、運営費、街路灯LED化促進事業にて、電気料の負担軽減及び防犯、交通事故等の軽減を図る。 	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	●雨量監視システム情報提供・運用管理委託事業 町内7箇所に設置した雨量計により町内全域の雨量情報をインターネットを介し、リアルタイムで観測できるシステム。	新冠町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	●防災行政無線設備保守点検委託事業 防災行政無線固定系定期保守点検及びJアラート保守点検事業	新冠町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	●災害情報等一斉配信事業 登録制メール、携帯電話キャリアが提供する緊急速報メール、SNS、LINEなどの多様な情報伝達を利用した一斉配信システムにより、災害情報の伝達を行い、住民の迅速な避難を促すことで住民の生命を守るもの。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	●子ども医療費助成事業 高校卒業までの乳幼児、児童、生徒が医療機関を受診した際の医療費のうち、保険診療の範囲で自己負担分を助成する。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	●認定こども園通園バス運行委託事業 通園バス2台の運行	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●寿バス（無料バス）事業 無料バス券交付（路線バス）	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等買い物支援事業 新冠町商工会が行う、外出困難な高齢者等に必要な食品などの受注販売及び移動販売事業に対し補助するもの。	運営 協議会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町寿入浴事業 70歳以上～年36枚、障害者～年36枚	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●地域生活支援事業 （移送サービス） 通院困難な障がい者の送迎を行う移送サービス事業を新冠町社会福祉協議会へ業務委託することにより、障がい者の通院手段を確保するもの。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等生活援助事業業務委託 介護保険や障がい者への居宅介護（ホームヘルプ）等の業務委託。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業 在宅者（児）の通院・通園時のハイヤー利用に助成。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●ふれあい夕食事業 調理が困難な高齢者等に対する夕食の宅配（毎日）	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●緊急通報システム端末電話機設置事業 健康状態や日常生活動作に支障のある高齢者等に対する緊急通報システム端末電話機の貸与。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	●伝染病予防接種事業 4種混合・2種混合・風疹・麻疹・BCG・インフルエンザ・肺炎球菌・日本脳炎ほか	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	●乳幼児等保健相談事業 乳児健診・1か月検診・1歳6ヶ月児・3歳児健診・5歳児健診・フッソ塗布・離乳食教室・おやこの料理教室	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●新冠町不妊治療費助成事業 不妊治療費助成・不育症治療費助成	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●妊娠期出産時支援事業 妊婦相談・妊婦健診・産婦健診・母親学級・妊婦健診交通費助成・出産時等宿泊費助成・妊婦情報登録制度（にいかっぷママさぽーと119・ハイヤー）・新生児聴覚検査費用助成	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	●地域保健対策事業 成人健康相談・訪問指導・生活習慣病予防事業（からだリセット講座）・保健介護一体的実施	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展 特別事業 その他	<p>●診療所運営事業（医療等確保対策事業）</p> <p>○平日診療、休日、夜間の救急体制受入体制維持経費</p> <p>出張応援医師報酬（日当、日直、当直料、交通費）、医師出向負担金</p> <p>町内唯一の医科医療機関であり、入院病棟を維持しながら年中無休の救急外来患者の受入れを継続している、へき地医療機関施設の継続は町民からの高い要望事項である。</p> <p>高齢者が多い地域性もあり、かかりつけ医療機関、介護施設等の医療対応施設としての役割を担っている。</p>	新冠町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 集落整備	<p>●社会資本整備総合交付金事業（住宅リフォーム助成）</p> <p>住宅リフォームをする者に対して、改修費の補助する制度、及び期間内に中古住宅を取得し住宅リフォームをする者に対して改修費の補助する制度。（限度額1,000千円）</p>	新冠町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 集落整備	<p>●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業</p> <p>農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援。</p>	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 地域文化振興	<p>●音楽体験・交流事業（レ・コード創造音楽事業）</p> <p>①音楽創造体験事業</p> <p>②音楽団体演奏クリニック</p> <p>高いレベルの音楽文化に触れることを目的に、昭和音楽大学と連携して各種事業を実施。</p> <p>「レ・コードと音楽によるまちづくり」というまちづくりコンセプトを具現化する取組みとして、町民が高い音楽文化に触れる機会を創出し、レ・コード館という他町にはないホールを有する社会教育施設を中心に本事業を展開することで、幼少期から高齢期まで町民一人ひとりが音楽文化をより身近に感じ、造詣を深められる環境整備に繋がっている。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 地域文化振興	●自主企画事業補助金 (レ・コード創造音楽事業) レ・コード館を活用した音楽事業、NPO法人自主企画実行委員会に対する補助。当町の音楽文化の中心施設であるレ・コード館のホールを有効活用するには、行政主体では形での実施が望ましく、今後も優れた文化の振興発展には不可欠な事業である。 町民へ優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供を目的とし、町民自らが企画運営するため、文化振興の底上げに繋がっている。	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 地域文化振興	●レコードコンサート事業 (レ・コード創造音楽事業) ①月1回レ・コードホールでの定期開催 ②町内福祉施設での出張コンサート 収集したレコードを有効に活用し、レコード文化の普及促進を図るため、アナログな音源を聴かせる機会の提供が必要。レ・コード館のPRに繋がっており、今後は収集レコードのさらなる有効活用が期待できる	新冠町	「レ・コードと音楽によるまちづくり」のコンセプトから、レコードを活用した事業は将来にわたり継続する。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展 特別事業 地域文化振興	●レ・コード館ジュニアジャズバンド事業 子ども達に音楽の楽しさを伝え、青少年の健全育成に資することを目的として結成したレ・コード館ジュニアジャズバンドに対する運営費の補助。 当町のまちづくりコンセプトである「レ・コードと音楽によるまちづくり」の持続的発展のために将来の新冠町を担う子ども達が音楽に関わる必要がある。 音楽を身近に感じられる環境を整える上で、聴くことにとどまらず演奏する機会を提供することで、より深く音楽文化の振興が図られる。	新冠町	